

LIBRA 2018年12月号

〈特集〉

会社法及び公益信託法 改正案の検討状況

〈インタビュー〉

卓球 平野早矢香さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年12月号

特集

02 会社法及び公益信託法 改正案の検討状況

テーマ1：会社法改正案の検討状況

テーマ2：公益信託法改正案の検討状況

インタビュー

30 卓球 平野 早矢香さん

ニュース&トピックス

34 先進会員感謝慰労の会を開催しました

連載等

35 理事者室から：共同参画, ダイバーシティ, 個性の尊重, 包摂へ 道あゆみ

36 常議員会報告(2018年度 臨時第2回／第7回)

40 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会報告「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」 折井 純

41 今, 憲法問題を語る 第85回 直面する憲法問題とシンポジウムのご案内 菅 芳郎

42 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応 第93回 『しまった!!』と思ったときこそ, 早めの支援要請を! 若宮良一

43 性別にかかわらず, 個性と能力を発揮できる弁護士会を 第29回 男女共同参画推進担当委員との懇談会 報告 柄澤愛子

44 刑弁でGO! 第82回 量刑事件でストーリーを語る重要性(2018年模擬評議の弁護人として) 赤木竜太郎・須崎友里

46 via moderna—連載 新進会員活動委員会 第75回 地方の若手弁護士に聞く〜拡大版! 愛知県弁護士会 編〜 木川雅博・松倉俊光

48 わたしの修習時代: 個性を受け入れる寛容さ 43期 森田憲右

49 70期リレーエッセイ: 人とのつながり 藤間崇史

50 お薦めの一冊:『忘れられた巨人』 酒井昌弘

51 コーヒーブレイク: エナジードリンク飲んでいますか? 福原玲央

52 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

59 インフォメーション

2018年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 外国人の法律相談
- 2月号 「働き方改革」の動向
- 3月号 最近の東京弁護士会の変化
- 4月号 すっきり早わかり
債権法改正のポイントと学び方
- 5月号 ご存知ですか? 多摩支部20周年
- 6月号 刑事・少年事件の
受任・選任にかかる諸手続
- 7月号 民事調停のすすめ
- 8月号 ノウハウ満載! 弁護士研修
- 9月号 ご存知ですか?
裁判官の人事評価制度
- 10月号 AIに関する法的論点と
弁護士実務への影響
- 11月号 働き方の変容と
これからの労働法
- 12月号 会社法及び公益信託法
改正案の検討状況

会社法及び公益信託法 改正案の検討状況

今月号は、会社法と公益信託法の改正に関する特集である。両法とも、現在、改正に向けた議論が行われているが、議論の対象となる事項はいずれも重要な内容であり、また、議論状況を知ることによって現行法の問題点も把握できるので、ぜひご一読いただきたい。

(LIBRA 編集会議 上村 剛)



本特集を執筆された法制委員会の皆さん

CONTENTS

テーマ1：会社法改正案の検討状況

総論 会社法制改正	3 頁
各論Ⅰ 株主総会に関する手続の合理化	4 頁
第1 株主総会資料の電子提供制度	
第2 株主提案権	
各論Ⅱ 取締役等に関する規律の見直し	8 頁
第1 取締役の報酬等	
第2 補償契約・役員等のために締結される保険契約	
第3 社外取締役の活用等	
各論Ⅲ その他の見直し	14 頁
第1 社債の管理	
第2 株式交付	
第3 代表者住所の登記を中心に	
第4 取締役等の欠格条項の削除に伴う規律の整備	

テーマ2：公益信託法改正案の検討状況

総論 知ろう！変わる！？公益信託～公益信託ってなんだろう	19 頁
各論Ⅰ 公益信託とは～その現状と見直しに至る経緯	20 頁
各論Ⅱ 公益信託法の改正提案の要点	25 頁
各論Ⅲ 想定される活用例	28 頁

会社法改正案の検討状況

会社法制改正 総論

法制委員会委員 沖 隆一（40 期）

1 はじめに

会社法改正の検討が大詰めを迎えている。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（座長神田秀樹学習院大学教授）は、本年2月に公表した「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」の意見公募手続を踏まえ、要綱案を取りまとめる審議を進めている。要綱は、2019年2月にも開催される法制審議会総会で決定され、法務大臣に答申された後、会社法改正の法案が早ければ、同年の通常国会に提出されることも予想される。本稿では、部会の審議状況に基づき、直近の要綱案（仮案）（2018年10月24日現在のもの、法務省のHPに部会資料26として掲載中）の内容と改正の背景事情について解説する。なお、要綱は、部会の審議の結果、本稿執筆時点の内容から変更されることがあり得る。また、文中の条文は、現行会社法である。

2 法務大臣の諮問事項と改正の背景

法務大臣は、2017年2月の法制審議会（総会）第178回会議において、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問第104号」により、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、①株主総会に関する手続の合理化や、②役員に関するインセンティブを付与するための規律の整備、③社債の管理の在り方の見直し、④社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい」という諮問を行い、部会に付託して審議が開始された。

この諮問は、平成26年改正会社法附則25条に基づき、改正法施行後2年を経過時に、社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方に検討を加え、講ずる必要のある所要の措置を検討するためのものである。

また、日本再興戦略改訂2015（同年6月閣議決定）は、①攻めのガバナンスの強化、②企業と投資家との建設的な対話の促進を施策として掲げた。①については、取締役会による経営の監督の実効性を高めるため、⑦経営陣に委任できる業務の範囲や、④社外取締役の行為範囲等に関する会社法の解釈指針を作成するとし、経済産業省（以下「経産省」という）のコーポレート・ガバナンスの在り方研究会が「法的論点に関する解釈指針」（以下「指針」という）（平成27年7月）を策定した。指針には、株式報酬、会社補償、D&O保険等の論点が含まれている。②については、経産省の株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書（平成28年4月）が「株主総会の招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大に向けた提言～企業と株主・投資家との対話を促進するための制度整備～」を公表し、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）は、部会において、株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供の検討を行い、結論を得るとした。

これらとは全く別の動きとして、日本証券業協会は、社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するWGにおいて「社債権者保護のあり方について～新たな情報伝達インフラ制度及び社債管理人制度の整備に向けて～」（2015年3月）を公表し、社債要項及び委託契約に基づく社債管理人（社債権者補佐人）制度を検討した。この制度は、社債管理者の設置義務がない

社債を対象に、発行会社との間の委託契約に基づき、第三者（社債権者）のための契約構成によるものである。将来の社債市場の拡大を見据えれば、むしろ会社法を改正して権限と責任を限定し、明確化してなり手を確保する必要があるといえる。

このように、諮問事項は、改正法附則25条の企業統治の在り方についての所要の措置の検討に、この間の立法政策上の諸課題を合わせたものとなっている。これらの諸課題が、政府の成長戦略の施策として位置付けられていることは、今回の会社法改正の審議の大きな特徴である。なお、法務大臣の諮問に先立って、公益社団法人商事法務研究会に神田秀樹教授を座長とする会社法研究会が設置され、法務省も参加して、会社法改正の諸課題が検討された。その成果は、会社法研究会報告書（2017年2月）として公表されて、部会の審議にも参考資料として提出されている。

3 予想される要綱案の概要と見通し

このような諮問事項と諸課題を受けて、要綱案（仮案）には、表1記載の事項が含まれている。その項目は、ほぼ中間試案に沿ったものとなっているが、中でも、附則25条に明記されていた社外取締役を置くことの義務付けは、要綱に盛り込む方向で検討が進められている。他方で、監査役設置会社の取締役会における業務執行の決定の委任の論点は、要綱から除外

される方向である。このように、要綱は、実務上の諸課題に対処しながら、企業統治の規律を強化する内容となりそうである。

（表1）要綱案（仮案）の項目

第1部 株主総会に関する規律の見直し	
第1	株主総会資料の電子提供制度
第2	株主提案権
第2部 取締役等に関する規律の見直し	
第1	取締役等への適切なインセンティブの付与
1	取締役の報酬等 (1) 報酬等の決定方針、(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め、(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任、(4) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則、(5) 情報開示の充実
2	補償契約
3	役員等のために締結される保険契約
第2	社外取締役の活用等
1	業務執行の社外取締役への委託
2	社外取締役を置くことの義務付け
第3部 その他	
第1	社債の管理
1	社債管理補助者
2	社債権者集会 (1) 元利金の減免、(2) 社債権者集会の決議の省略
第2	株式交付
第3	その他
1	責任追及等の訴えに係る訴訟における和解
2	議決権行使書面の閲覧等
3	株式併合等に関する事前開示事項
4	会社の登記に関する見直し (1) 新株予約権に関する登記、(2) 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書、(3) 会社の支店の所在地における登記の廃止
5	取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

*執筆者作成

各論Ⅰ 株主総会に関する手続の合理化

第1 株主総会資料の電子提供制度

法制委員会委員 櫻庭 広樹 (55期)

1 電子提供制度の新設

現在の株主総会実務では、株主総会資料の提供から株主総会の日までの間隔が短く、株主が株主総会資料の内容を十分に検討する期間が確保されていない

という問題がある。これに対し、インターネットを通じて株主総会資料を提供することが可能になれば、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を提供でき、印刷費や郵送費を低減することも可能となる。

そこで、今般の会社法制の見直しに関する要綱案

(仮案)では、インターネットをとりまく社会経済情勢の変化も踏まえて、株主総会手続の合理化を図るため、定款の定めにより、株主総会資料を電磁的方法により提供することができる制度（電子提供制度）の創設を提案している。

2 電子提供措置に関する定款の定め

電子提供制度が創設された場合、会社は、定款の定めにより、電子提供措置をとることにより株主総会資料を提供することが可能となるが、かかる定めは登記する必要がある。また、要綱案（仮案）では、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社において、議決権を書面若しくは電磁的方法により行使できる旨定めた場合又は取締役会設置会社である場合（299条2項各号の場合）には、電子提供措置をとることが義務化される予定である。

なお、電子提供制度の利用促進の観点から、振替機関が取り扱う株式の要件には電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株式であることが追加される予定である。もっとも、改正法の施行日において振替株式を発行している株式会社については、定款変更の決議まで義務付けることは過重な負担を強いることになるため、施行日を効力発生日とする電子提供措置をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなされる予定である。

3 電子提供措置の内容

(1) 電子提供措置の方法

要綱案（仮案）では、電子提供措置の方法としては、電子公告を参考に、定款の定めにより、インターネットを通じて閲覧・記録し、プリントアウトが可能なものとされる予定である（施行規則222条1項1号口、2項参照）。また、上場企業等、有価証券報告書の提出義務がある株式会社が、電子提供措置開始日までに、電子提供措置事項（ただし、定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く）を記載した有価証券報告書を、EDINETを使用

して提出した場合は、当該事項については、電子提供措置をとることを要しないものとされる予定である。

(2) 電子提供措置事項

電子提供措置の対象事項としては、現行法上の株主総会招集通知、議決権行使書面、計算書類及び事業報告、連結計算書類に記載すべき事項等が想定されている。

(3) 電子提供措置の期間

ア 電子提供措置の期間は、電子提供措置開始日から株主総会の日後3か月を経過する日までの間とされる予定である。これは、株主総会資料が株主総会決議取消訴訟において証拠として使用される可能性があり、株主総会資料は、少なくとも当該訴えの出訴期間（831条1項柱書き）が経過する日までは、ウェブサイトに掲載される必要があるとの考えからである。

イ 電子提供措置開始日は、株主総会の日3週間前の日又は株主総会招集通知を発した日のいずれか早い日という案が提案されている。

4 電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知

(1) 株主総会招集通知の発送期限

電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知の発送期限は、株主総会の日2週間前までとする案が提案されている。

これは、株主総会招集通知前でもウェブサイトの掲載は確認できること、招集通知の印刷及び発送にも一定の時間を要すること等との考えを踏まえたものであり、公開会社、非公開会社を問わない。

(2) 記載事項

電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知に記載又は記録すべき事項は、会社法298条1項1号から4号までに掲げる事項と電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項であり、株主がウェブサ

イトにアクセスすることを促すために重要な事項に限定される予定である。

5 書面交付請求

(1) 書面交付請求の趣旨

電子提供制度は、インターネットを通じて株主総会資料を適法に提供したものとする制度であるが、他方で、高齢者を中心にインターネットの利用が困難な株主の利益にも配慮する必要もある。そこで、要綱案（仮案）においては、会社が電子提供措置をとる場合、株主が、会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付請求を行うことができるものとする予定である。なお、振替株式の発行会社に対する書面交付請求は、当該発行会社に対して直接請求する方法のほか、直近上位機関を通じて行うことも可能とする予定である。

(2) 交付の時期等

要綱案（仮案）では、株主から書面交付請求があった場合、取締役は、当該株主に対し、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないものとするとしている。ただし、当該書面の交付は、株主総会招集通知に際して、株主の住所に宛てて発すれば足りるとされる予定である。また、電子提供措置事項のうち一部については、定款の定めにより、交付される書面の記載事項から除外できるようにすることが検討されている。

(3) 書面交付請求の有効期限

書面交付請求は株主総会ごとにされるものでなく、一度書面交付請求をすれば、別途撤回をしない限り、その後の株主総会においても書面交付請求をしているものと取り扱われる予定である。しかし、このような規律とすると、書面交付請求をした株主が累積していく懸念がある。そこで、要綱案（仮案）は、書面交付請求の日から1年を経過したときは、株式会社は当該株主に対し、書面交付を終了する旨を通知し、かつ、1か月以上の期間を定めて、異議がある場合には異議を述べるよう催告できることが提案されている。この場合、当該株主が当該期間内に異議を述べないときは、書面交付請求は効力を失うものとされる。

6 電子提供措置の中断

電子提供措置をとった場合に、サーバーダウンやハッカー攻撃等何らかの事情で電子提供措置が中断する可能性は否定できない。もっとも、このような場合に常に適法な株主総会資料の提供がなかったものとすることは会社にとって酷であると考えられる。そこで、要綱案（仮案）では、電子公告に倣って一定の要件を満たすときは、電子提供措置の中断は電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとすることが提案されている。

各論Ⅰ 株主総会に関する手続の合理化

第2 株主提案権

法制委員会会社法制（企業統治等関係）部会部会長 植松 勉（48期）

1 改正検討項目

株主提案権については、近年、膨大な数の議案や会社を困惑させる議案の提案がなされる事例が見受け

られることから、会社法改正の審議では、こうした濫用的な行使を制限するための規定を設けることが検討されている。

中間試案では、i) 株主が提案できる議案の「数」

の制限と、ii)「内容」による株主提案の制限について案がまとめられ、iii)株主提案権の「行使要件（持株要件と行使期限）」の見直しについても、なお検討する旨の注記が付されていたが、iii)については見送られる方向である。

以下では、上記i) ii)について、中間試案後の動向を踏まえて概観する。

2 提案できる議案の数の制限

中間試案では、上限を5個とする案と10個とする案が提案されたが、現時点では、上限を10個とする案が採用されている。上限を超える提案については、上限を超える数の議案につき会社は拒絶することができ、当該議案の決定方法は、提案株主が議案相互間の優先順位を定めていればそれに従う方法、それ以外は会社が定める方法とすることが示されている。

本見直しをめぐっては、議案の「個数」に目を奪われがちであるが、規律の対象が、①取締役会設置会社、及び②会社法305条1項（議案要領通知請求権）に基づき提案できる議案の個数、に絞られている点にも注意が必要である。

上記②で、会社法303条（議題提案権）が対象とされていないのは、本見直しは、一部に株主提案権の濫用的行使の見られる上場会社を中心とした株主総会参考書類（301条）の交付等を要する会社を念頭に置いたことによる。こうした会社では、原則として、「議題」のみの提案は許されず、「議案」を併せて提案することを要すると解されているから（施行規則73条1項1号・93条）、「議案」の個数を制限すれば、濫用的な株主提案を防ぐことができると考えられている。また、上記②では、会社法304条（議場における議案提案権）も対象とされていないから、株主総会場で提出される議案（動議）は、本見直しがなされたとしても、「個数」による制約を受けないこととなる。

議案の数の制限に係る議論では、「上限」に加えて、「議案の数の数え方」に係る議論も重要である。現時点では、次の案が示されている。

議案の数の数え方

- ① 役員等の選任議案 役員等の候補者の数にかかわらず、1つの議案と数える
- ② 役員等の解任議案 解任しようとする役員等の数にかかわらず、1つの議案と数える
- ③ 会計監査人の不再任議案 不再任としようとする会計監査人の数にかかわらず、1つの議案と数える
- ④ 複数事項を内容とする定款変更議案 当該複数事項について異なる議決がされたとすれば当該決議の内容が相互に矛盾することとなる場合には、1つの議案と数える
それ以外の場合には、1事項ごとに1つの議案と数える

3 目的等による議案の提案の制限

議案の数の制限とは別に、不適切な内容の株主提案を制限することも議論されてきた。この議論では、上記2と異なり、会社法305条に加えて同304条による提案も対象としている。

現時点では、「内容」ではなく、「目的等」による議案の提案の制限に改めて、次の案が提案されている。

次の場合は株主提案（304条・305条）を認めない。

- ① 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的の場合
- ② 当該株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

このうち、②の「株主総会の適切な運営」には、株主総会の当日の運営のみならず、株主総会の準備も含まれることが前提とされている点は押さえておく必要がある。

各論Ⅱ 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役の報酬等

法制委員会委員 中込 一洋 (46期)

取締役の報酬等について、会社法改正では、取締役等への適切なインセンティブの付与という見地からの規律の見直しが検討されている。

1 報酬等の決定方針

取締役の報酬等の決定方針を定めた場合には、会社法361条1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、報酬等の決定方針の内容の概要、及び、報酬等に関する議案が決定方針に沿うものである理由を説明しなければならないものとするが提案されている。これは、お手盛り防止という趣旨に加えて、取締役に対し適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として報酬等をとらえる見地から、株主の判断が可能なように報酬等の決定方針を定めた場合に説明義務を課したものである。

会社によって実情は様々であることから決定方針を定めないことを許容することを原則としつつ、次に掲げる株式会社については、決定方針を定めることを義務付けることが提案されている。

- ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、金融商品取引法（以下「金商法」という）24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの
- イ 監査等委員会設置会社

ア及びイは社外取締役による監督が取り分け期待される会社であり、決定方針に社外取締役が関与することが重要であることなどに配慮したものである。なお、指名委員会等設置会社では、報酬委員会が執行役等

の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならないものとされている（409条1項）。

2 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法361条1項3号を改め、取締役の報酬等のうち金銭でないもの（株式報酬等）については、インセンティブ報酬の1つとして有用であるため、法的に正面から認めてその整備を行うことが提案されている。

現行法下では、金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役に募集株式を割り当て、引受人となった取締役に報酬支払請求権を現物出資する方法が取られている。同様に、新株予約権についても、金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役に新株予約権を割り当て、引受人となった取締役に報酬支払請求権で相殺する方法が取られている。このような方法は、報酬自体は確定額の金銭又は報酬支払請求権の形をとり、会社法361条1項3号によらない（「具体的な内容」を定款又は株主総会決議で定める必要はない）という理解を前提になされるものであるが、提案によると、以下のアないしウの内容を定款で定めていない限り、その内容を株主総会で決議すべきことになる。インセンティブ付与の観点から重要であることや、既存株主へも影響する可能性があることから、内容を明確にすることが望ましいとされたものである。

- ア 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
- イ 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又

は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

ウ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社
の株式又は新株予約権を除く）については、その具体的な内容

3 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

取締役会設置会社において、各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、その報酬等は361条1項の報酬等の範囲内において「取締役会の決議によって定めなければならない」ことを原則とすることが提案されている。これは、実務上広く行われている代表取締役に対する報酬額決定の一任について、報酬額まで代表取締役に決定される状況で取締役会が監督責任を尽くせるのかという疑問が示されていることを受けたものである。ただし、公開会社でない株式会社では、オーナー取締役が存することも多いため、例外とされている。また、公開会社であっても、取締役会の決議によって「報酬等の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる」旨を株主総会の決議によって定められるとすることが提案されている。これは、株主総会が明確に認めている場合にまで再一任を否定する必要はないためである。

ただし、本提案には反対も強いため、報酬等の決定の再一任の手続については規定せず、事業報告の開示事項とするにとどめることも検討されている。今後、事業報告の記載事項とされたときは、法務省令の内容に注目する必要がある。

4 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

取締役の報酬等として株式を交付する場合について、金商法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社（以下「上場会社」という）においては、会社法199条1項2号及び4号に掲げる事項を定めるこ

とは要せず、次に掲げる事項を定めなければならないとすることが提案されている。これは、取締役への適切なインセンティブを付与するために株式を報酬等として交付することの意義が注目されている近年の状況を踏まえ、金銭の払込みを要しないことを認めるものである。

ア 募集株式と引換えにする出資の履行を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

取締役の報酬等として新株予約権を発行する場合について、上場会社においては、会社法236条1項2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要せず、次に掲げる事項を内容としなければならないとすることが提案されている。これは、株式報酬型ストックオプション（いわゆる1円ストックオプション）において、端的に1円の出資も不要とするものである。

ア 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨

イ 361条1項の規定による定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

なお、上記株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については法務省令で定めることが提案されている。

5 情報開示の充実

①報酬等の決定方針に関する事項、②報酬等についての株主総会の決議に関する事項、③取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項、④業績連動報酬等に関する事項、⑤職務執行の対価として株式会社
が交付した株式又は新株予約権等に関する事項、及び、⑥報酬等の種類ごとの総額について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図ることが提案されている。これは、取締役の報酬等の内容の決定過程の透明性及び公正性を確保するためである。

各論Ⅱ 取締役等に関する規律の見直し

第2 補償契約・役員等のために締結される保険契約

法制委員会委員 児島 幸良 (49期)

1 改正趣旨

会社補償やD&O保険について会社法上の明文はない。これらは役員等（423条1項に規定する役員等という。以下同じ）の優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のための適切なインセンティブ付与という意義を有する一方、その内容によっては、役員等の職務の適正性が損なわれるおそれや株式会社と役員等の利益相反の問題も指摘されている。

これらに対処するため、補償契約及び役員等のために締結される保険契約について、明文の規律を設ける提案がなされている。

2 補償契約*1

(1) 補償契約の内容の決定

株式会社が、役員等に対して表1に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議*2によらなければならないとされている（なお、罰金や課徴金については、これらを定めている各規定の趣旨を損なう可能性があるため、補償可能な費用等の対象に含まれていない）。

(2) 取締役会への報告義務

取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役

(表1)

補償可能な費用等	補償することができない費用等
①ア 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任追及に係る請求を受けたことにより要する費用（いわゆる防御費用）*3	①アに掲げる費用のうち相当と認められる額を超える部分（②ア）
①イ 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合の （ア）当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失 （イ）当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失	- 当該株式会社が①イの損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して会社法423条1項の責任を負う場合…①イに掲げる損失のうち当該責任に係る部分（②イ） - 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより①イの責任を負う場合…①イに掲げる損失の全部（②ウ）

* 執筆作成

会に報告しなければならないとされており、これは執行役にも準用される。

(3) 利益相反に関する規定等の不適用

利益相反取引等の制限に関する会社法356条1項及び365条2項（いずれも419条2項において執行役に準用する場合を含む）や利益相反取引に係る任務懈怠の推定規定（423条3項）及び自己のためにした取引に関する特則（428条）は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約には適用しないものとされている。

また、利益相反行為に関する民法（改正後の民法をいう。以下同じ）108条は、上記(1)の決議によっ

* 1：①アなどの記号は、要綱案（仮案）記載のもの。以下同じ。

* 2：監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の取締役会の専決事項（399条の13第5項各号及び416条4項各号）に補償契約の内容の決定を追加するものとされている。

* 3：補償契約に基づき①アの費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的で①アの職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭の返還請求をすることができる。

てその内容が定められた株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約の締結については、適用しないものとされている。

(4) 事業報告の内容

公開会社は、会社役員（取締役又は監査役に限る）との間で補償契約を締結しているときは、表2に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないとされている*4。

(表2)

- 当該会社役員の氏名
- 補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む）
- 当該会社役員に対して①アに掲げる費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、①アの職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- 当該事業年度において、株式会社が当該会社役員に対して①イの損失を補償したときは、その旨及び補償した額

*執筆者作成

3 役員等のために締結される保険契約

(1) 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

ア 手続

株式会社が、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約（以下「役員等のために締結される保険契約」という）であって、役員等を被保険者とするもの（法務省令で定めるものを除く。以下「役員等賠償責任保険契約」という）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない

いものとされている。当該決定については、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の取締役会の専決事項（399条の13第5項各号及び416条4項各号）に追加するものとされている。

役員等賠償責任保険契約から除かれる「法務省令で定めるもの」は、生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約とされており、役員等賠償責任保険契約としては、D&O保険やそれに準ずる保険が主に念頭に置かれている。

イ 代表訴訟特約部分の保険料負担

このように役員等賠償責任保険契約の定義、内容の決定に関する手続について会社法で定めることに伴い、現在の代表訴訟特約部分の保険料も会社の負担とすることでよいとの解釈が可能となると考えられる。

(2) 利益相反に関する規定等の不適用

会社法356条1項及び365条2項（いずれも419条2項において準用する場合を含む）や423条3項並びに民法108条は、役員等のために締結される保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しないものとされている。ただし、民法108条については、当該保険契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、上記(1)の決議によってその内容を定めたときに限るものとされている。

(3) 事業報告の内容

公開会社は、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者及びその内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む）を事業報告の内容に含めなければならないものとされている。

*4：会計参与や会計監査人との間で補償契約を締結しているときについても、同様の規律を設けるものとされている。

各論Ⅱ 取締役等に関する規律の見直し

第3 社外取締役の活用等

法制委員会委員 新堀 光城 (66期)

近時、コーポレートガバナンス・コードに見られるように、社外取締役による実効的な活動が期待されており、会社法改正においても、その活動を強化するための規律が検討されている。

中間試案では、①業務執行の社外取締役への委託、②社外取締役を置くことの義務付け、③監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任、について案がまとめられ、パブリックコメント手続に付された。ただし、③については、要綱案（仮案）では見送られている。

本稿では、①②を中心に、中間試案後の動向を踏まえて概観する。

1 業務執行の社外取締役への委託

(1) 提案の趣旨及び概要

近時、社外取締役の設置が進み、その期待される活動範囲も拡大しつつあるが、社外取締役が行うことのできない「業務を執行した」（2条15号イ）ことになる範囲は必ずしも明確とはいえず、そのために社外取締役の活動機会が制約される懸念が生じている。例えば、実務上、マネジメント・バイアウトや親子会社間取引等、株式会社と業務執行者その他の利害関係者との利益相反が問題となる場面において、取引の公正を担保するために、社外取締役が交渉等の対外的行為を伴う活動を行うことが期待されているが、このような活動が「業務を執行した」ことに該当し、社外性を失わせるものか否かは必ずしも明確ではない。

このような状況を踏まえて、要綱案（仮案）では、株式会社と取締役との利益相反が問題となる場合、その他取締役が業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがある場合に、その都度、取締役会の

決議（取締役会を設置していない会社では取締役の決定）によって、業務の執行を社外取締役に委託できるものとするのが提案されている。

この提案は、あくまでセーフ・ハーバー・ルールであり、現行法の解釈上「業務を執行した」ことにはならない行為については、社外取締役は従来どおり行うことができる。

(2) 業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務

同提案においても、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、業務執行取締役を監督する社外取締役の立場と相容れないため、委託することはできないとされている。

(3) 指名委員会等設置会社の場合

指名委員会等設置会社において、執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがある場合においても、このような規律を設ける趣旨は同様に妥当する。そのため、指名委員会等設置会社においても、同様の提案がなされている。

2 社外取締役を置くことの義務付け

(1) 提案の趣旨及び概要

上場会社においては、不特定多数の株主が存在し、株主も日常的に変動することから、株主による経営陣への監督は期待しがたい。また、社外取締役を一人も置いていない場合には、経営陣から独立した立場から、経営の独善化等による企業価値毀損リスクへの予防機能に関して疑念が残る。

これに対し、社外取締役が置かれている場合には、社外取締役により、業務執行者から独立した客観的立場から監督機能が発揮されることが期待される。そ

して、このような社外取締役を置くことを法律により強制することによって、経営陣に対する監督機能を保障し、日本の資本市場に対する（株主等からの）信頼を確保することに資すると考えられる。

そこで、要綱案（仮案）では、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）かつ金商法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの（以下「上場会社等」という）に、社外取締役を置くことを義務付ける旨が提案されている。

（2）提案の経緯

現行会社法では、上場会社等が社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関する説明義務を課す規律（327条の2）等が定められている。現行会社法附則25条（検討条項）では、現行法施行後2年経過した場合に、社外取締役を置くことの義務付け等の措置を講ずる必要があるか否かについて検討するものとされており、現在、この定めに基づいて社外取締役を置くことの義務付けに関する検討がされている。

（3）社外取締役の選任状況

平成30年7月現在の社外取締役の選任状況に関して、東京証券取引所に上場している会社のうち、社外取締役を選任する会社の比率は、全上場会社では97.7%、市場第一部においては99.7%に達している（部会参考資料48・7頁）。また、コーポレートガバナンス・コードにおいて、東京証券取引所市場第一部及び同第二部の上場会社は、2名以上の独立社外取締役の選任をしない場合にはその理由を説明することが求められている。このように、現在、上場会社においては、社外取締役を置くことは標準的となっている。

（4）議論の状況

同提案に関しては、社外取締役を置くことを義務付ける方向で検討が進められているものの、反対意見が

強く、引き続きその動向が注目される。賛成意見としては、経営全般及び利益相反に対し実効性の高い監督の強化を実現することを期待できるとの指摘や、国内外の投資家等から一層の信頼を確保するために社外取締役の選任を義務付けるべきである等といった指摘がされている。

一方、反対意見としては、社外取締役の導入促進において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務を課す規律（327条の2）やコーポレートガバナンス・コード等が功を奏しており、会社法で社外取締役を置くことの義務付けまでする必要はないとの指摘や、社外取締役に急な欠員が生じた場合に、取締役会決議に瑕疵が生じる懸念があり、これを回避するために補欠の社外取締役を選任する負担が生じる等といった指摘がされている（なお、取締役会決議の瑕疵に関する指摘に対しては、たとえ社外取締役に欠員が生じたとしても、有効に取締役会決議をすることができないとまで考える必要はない等との反論がされている）。

3 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

中間試案においては、業務執行の決定の機動性や社外取締役の監督機能の実効性確保の観点から、監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任に関する提案が検討されていた。しかし、要綱案（仮案）では、同提案は見送られている。

各論Ⅲ その他の見直し

第1 社債の管理

法制委員会委員 小林 章子 (67 期)

1 見直しの概要

現行制度下では、社債発行にあたっては社債権者の保護のため、発行会社の委託により、弁済の受領や債権の保全等の社債管理を行う銀行等の「社債管理者」を置くのが原則である（702条本文）。しかし実際には設置コストの節約や受託者確保の困難さから、例外規定（702条但書）を利用した社債（社債管理者不設置債）が多くみられ、社債権者の保護が問題となっていた。このような状況を踏まえ、社債管

理者より権限や責任を限定した「社債管理補助者」の制度を創設することが提案されている。

あわせて、社債管理をより機動的にするための社債権者集会決議の省略等の見直しも提案されている。

2 社債管理補助者

(1) 設置、資格要件等（表1参照）

社債（担保付社債を除く）の発行にあたって社債管理者の設置が不要な場合に限り、社債管理補助者

（表1）設置・資格要件の比較

受託者	資格要件	設置
信託会社 （担保付社債信託法2条）	担保付社債に関する免許を受けた会社	担保付社債の場合、設置が必要
社債管理者 （702条）	銀行、信託会社、信用金庫、保険会社、担保付社債に関する免許を受けた会社等	原則、設置が必要。ただし各社債の金額が1億円以上又は社債の数が50未満の場合、設置不要
社債管理補助者 （要綱案（仮案））	社債管理者になれる者、その他法務省令で定める者（弁護士・弁護士法人を想定）	担保付社債以外で、社債管理者不設置の場合に設置できる

*執筆者作成

（表2）権限の比較

	社債管理補助者	社債管理者
必ず有する権限 （法定権限）	①破産・再生・更生手続への参加 ②民事執行手続における配当要求 ③公告期間内の債権の申出	①債権の弁済の受領（705条1項） ②債権の実現を保全するための一切の裁判上又は裁判外の行為（705条1項） ③社債の全部についてする支払猶予、債務不履行責任の免除・和解、訴訟行為、破産・再生・更生・特別清算手続（706条1項各号）（※1） ④社債発行会社の業務及び財産の状況の調査（705条4項・706条4項）（※2）
委託契約で定められる権限 （約定権限）	①債権の弁済の受領 ②705条1項の行為（※3） ③706条1項各号の行為（※1） ④社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為（※1） ⑤社債権者への情報提供	法定権限以外の権限（施行規則162条4号）
社債権者集会の招集の権限	少数社債権者の請求があるとき、又は社債管理補助者の辞任のため必要があるときに限って招集可	必要がある場合いつでも招集可（717条）

*執筆者作成

（※1）社債権者集会決議が必要

（※2）裁判所の許可が必要

（※3）うち社債の全部についてする支払請求、強制執行、仮差押え・仮処分、訴訟行為、破産・再生・更生・特別清算手続について社債権者集会決議が必要

を設置できることが提案されている。

資格要件は、弁護士及び弁護士法人への拡大が想定されている。

なお、自然人たる弁護士にも資格を拡大した場合に問題とされる社債管理補助者の死亡による終了については、社債管理者の事務の承継（714条）と同様の規定による手当てが提案されている。

弁護士会の会則においても、利益相反や弁護士死亡の場合についての規定を置くことが求められる。

（2）権限（表2参照）

社債管理補助者の職務は、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるよう補助することである。そのため、法定権限は既に開始している破産手続等への参加など裁量の余地が乏しいものに限定され、主に社債発行会社との委託契約に委ねられている。また権限の大部分は社債権者等が招集する社債権者集会の決議を通じて行使することとされ、社債管理に必要な包括的権限を広い裁量で行使する社債管理者と比べて、大幅に限定されている。

（3）義務・責任

社債管理補助者は、社債管理者と同様、公平誠実

義務及び善管注意義務を負うことが提案されている。ただしその義務の程度は、権限の範囲や委託の趣旨から軽減される。また損害賠償に係る因果関係の立証責任の転換規定（710条2項）は設けられておらず、この点でも責任の軽減が図られている。

なお、複数の社債管理補助者がいる場合、社債管理者と異なり各自権限に属する行為を行うこととされており、共同責任を負う規定は置かれていない。例えば社債管理補助者として金融機関と弁護士法人を設置し、前者が弁済受領、後者が保全行為を行うものとすることが考えられる。

ただし共同して職務を行うときは、損害賠償責任について連帯債務者となる。

（4）その他

その他、辞任・解任や特別代理人の選任等について、社債管理者と同様の規定を設けることが提案されている。

3 社債権者集会

元利金の減免を社債権者集会の決議事項とすること、全社債権者の書面等での同意による社債権者集会決議の省略手続が提案されている。

各論Ⅲ その他の見直し

第2 株式交付

法制委員会副委員長 岩田 真由美（55期）

1 株式交付制度の創設

株式交付とは、株式会社（株式交付親会社）が他の株式会社（同種の外国会社を含む。株式交付子会社）をその子会社（施行規則3条3項1号に限定し、「客観的かつ形式的」に判断される）とするために、他の株式会社の株式を譲り受け、譲渡人に対して、株式交付親会社の株式を対価として交付する制度である。

現行法の株式交換は、会社間の株式交換契約に基づいて完全親子会社関係を創設するものであり、子会社の全発行済株式が強制的に親会社に移転する。これに対して、株式交付は、親会社が子会社化に必要とされる範囲で株式を取得することが認められ、株式交付親会社が、株式交付子会社の株主から株式を相対取引により個別的に取得する。両制度のこのような相違から、株式交付は、部分的な株式交換であると

も指摘されている。

現行制度下においても、現物出資の手続による募集株式の発行（199条1項）によって子会社株式を対価として取得することが可能であるが、検査役の検査が必要であり、財産価額填補責任や有利発行規制の適用を受けるため、株式交付は、より簡便かつ柔軟な方法による制度を求める声に応えたものである。

2 株式交付の手続

株式交付制度は、親会社と対象子会社の株主との相対取引である一方で、子会社の創設という点では組織法上の行為に類似する側面もある。そこで、以下のように他の組織法上の行為類型における手続を参考とした制度のもとで実行されることとなる。ただし、前述のように、親会社と対象子会社の株主との相対取引という性質から、これら手続は親会社についてののみ規定されている点に注意が必要である。

- (1) 買収を行う親会社の株主の利益に配慮して、親会社は、原則として、株式の割当後、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画（表1参照）の承認を受けるものとされた。これらの手続に加えて、株式交付親会社の株主が

不利益を受けるおそれがある場合には株式交付をやめることの請求、株式交付計画が成立した場合であっても反対株主による自らの保有する株式の買取請求を認めることにより、株式交付親会社の既存の株主の保護を図ることができる。

- (2) 株式交付計画書の事前・事後の備置を定め、株主と債権者に対する情報提供を行うこととしている。
- (3) 株式交付をする場合において、対象子会社の株式の譲渡人に対して交付する対価が、親会社の株式及びその他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外には、親会社の債権者は、親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものと定め、債権者の保護に配慮している。
- (4) 株式交付の無効を主張するには、株式交付の効力発生日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができ、また、原告適格は、法の定める一定の利害関係を有する者とし、株式交付親会社を被告とすることになる。なお、株式引受等に関する意思表示に瑕疵があった場合には、個別の権利変動について、募集株式に関する211条と同様の規律を設けることとしている。

（表1）株式交付計画の記載事項

記載事項	内容	
子会社に関する事項	商号及び住所	
譲り受ける子会社株式に関する事項	譲受ける株式数の下限	
対価として交付する親会社株式に関する事項	親会社株式の数又は数の算定方法, 親会社の資本金・準備金	
	親会社株式の割当てに関する事項	
対価としての金銭等（※右表に掲げるものであり, 親会社株式を除く）を交付するときの事項	①社債	社債の種類, 金額又は算定方法
	②新株予約権	新株予約権の内容, 数又は算定方法
	③新株予約権付社債	①②それぞれ記載の事項
	④上記以外の財産	当該財産の内容, 数若しくは額又はこれらの算定方法
	⑤株式譲渡人に対する金銭等の割当てに関する事項	
子会社新株予約権等を譲受けるときの事項	新株予約権	内容, 数又は算定方法
	新株予約権付社債	
子会社株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日	申込期日	
株式交付がその効力を生ずる日	効力発生日	

*執筆作成

各論Ⅲ その他の見直し

第3 代表者住所の登記を中心に

法制委員会会社法制(企業統治等関係)部会担当副委員長 大橋 美香 (62期)

1 その他の検討事項

議決権行使書面の閲覧請求時における理由の明示及び会社による開示拒否事由、とりわけ会社が開示を拒否できる場合について検討がされている。

また、全部取得条項付種類株式の取得又は株式併合時における端数処理手続の事前開示の義務づけ、新株予約権の払込金額の登記方法について検討がされているほか、会社の支店所在地における登記(930条から932条)の廃止が提案されている。

取締役等の責任追及訴訟での和解への監査役等の同意の義務づけ、株式会社の代表者住所の登記についても検討がされていることから、以下、具体的な議論状況を紹介する。

2 訴訟での和解における監査役の同意

取締役等の責任追及訴訟での和解に監査役等の同意の義務付けが検討されている。これは、会社の補助参加人としての訴訟への参加や、取締役等の責任の一部免除に関する議案を提出に際し、監査役等の同意を得なければならないこととの平仄を合わせるものである。

3 会社代表者の住所

(1) 代表者の住所の登記をめぐる議論

株式会社の代表者の住所を登記事項証明書に記載することについては、代表者の「住所」という個人情報保護の要請の高まりや、個人事業の法人化を考える者が住所の登記に切実な問題を感じている等の指摘がされた。これらの指摘を受け、改正案として、登記事項証明書に記載された代表者住所の開示を利害関係人に限ることが検討された。

他方で、代表者の社会的責任をどのように考えるのか、代表者の住所が会社に対する訴えの裁判管轄の決定や送達の場合で重要な役割を果たすことがあるとの指摘もされた。

(2) 関係法律に基づく法務省令の改正

要綱案(仮案)では、代表者の住所を登記事項証明書に記載する現行の商業登記の規律は見直さず、例外的に株式会社の代表者が特定の法律に規定する被害者であり、再被害を受けるおそれがある場合において、当該代表者から申し出があったときは、当該代表者の住所を登記事項証明書に記載しないとされている。具体的には、ストーカー等の被害者として住民基本台帳事務処理要領による支援措置を受けている場合などが想定され、その場合には商業登記法11条の2により付属書類の閲覧請求を行うことになるようである。

他方、登記情報提供サービスにおいては、代表者の住所の情報提供をしないものとされた。

(3) 今後について

登記事項証明書での代表者住所の原則的な取扱い、変更がないといえる。

他方、登記情報提供サービスでは代表者住所の情報を提供しないという、大きな変更がされる。この点については、弁護士による消費者事件等での被害者救済に支障が生じかねないとの懸念、登記事項証明書記載事項を確認するために実際に法務局に請求に出向くなどの物理的な手間をかける必要があるのか等の指摘がされている。

代表者のプライバシー保護と被害者救済を両立させるため、弁護士が登記情報提供サービスにより代表者住所を閲覧することが可能となる措置を求めていくことが今後の課題となる。

各論Ⅲ その他の見直し

第4 取締役等の欠格条項の削除に伴う規律の整備

法制委員会委員 稗田 さやか (60期)

1 取締役等の欠格条項（成年被後見人等）の削除

成年被後見人又は被保佐人は取締役等となることができない旨の規定（331条1項2号、335条1項、402条4項、478条8項）を削除することが提案されている。

これは、会社法を含む多数の法律において成年被後見人等の欠格条項が存在することについて、ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）やソーシャルインクルージョン（社会的包摂。社会の構成員として取り込む）を基本理念とする成年後見制度を利用することにより、逆に社会的に排除されるのではないか等の指摘がされており、また、成年後見制度利用促進法11条2号及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、成年後見人等の権利制限に係る制度（欠格条項）について見直しを行うとされていることによるものである。なお、188の法律における欠格条項を一括して改正する「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」が平成30年3月に国会に提出されている。

また、欠格条項の削除に伴い、以下の規定の新設が検討されている。

2 成年被後見人及び被保佐人の取締役等への就任

(1) 成年被後見人が取締役等に就任するには、成年被後見人が、①成年被後見人の同意を得て、②就任承諾することを必要とし、これらの要件を欠く場合には就任の承諾は無効とし、(2) 被保佐人が取締役等に就任するには、被保佐人が、①保佐人の同意を得て、

②就任承諾することを必要とし、①を欠く場合には就任の承諾は無効とすることが提案されている。

この提案の趣旨は、民法上の成年後見人の代理権（民法859条）や保佐人の同意権（民法13条）の特則を設け、成年被後見人による就任承諾又は保佐人の同意がない取締役等への就任を無効とすることにある。

3 取締役等の行為の取消しの制限

成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないとすることが提案されている。

この提案の趣旨は、取引の安全を図ることにある。すなわち、民法上、制限行為能力者が代理人としてした行為については行為能力の制限を理由とした取消しができないところ（民法102条）、取締役等の職務の執行のうち、対外的な業務執行には同条が適用又は類推適用されると解するものの、その他の職務執行（対内的な業務執行及び業務執行に当たらない職務執行）も同様に解することができるか不明であり、職務の執行についてどの範囲の行為が取り消しうかが不明確であると、法的安定性を害するからである。

4 終任事由について

保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定を設けることは提案されていない（なお、後見開始の審判を受けたことは、取締役等の終任事由となる（330条等、民法653条3号））。このような規定を設けなくても、前記3記載の取消しの制限規定を設けることにより取引の安全に対する影響は小さく、また、取締役等はいつでも辞任できるため被保佐人の保護に欠けるところもないからである。

公益信託法改正案の検討状況

総論 知ろう！変わる！？公益信託～公益信託ってなんだろう

法制委員会公益信託法部会担当副委員長 後藤 隆士 (64 期)

1 はじめに

平成18年改正信託法施行から約10年を経て、「公益信託法の見直し」を目的として、平成28年6月に法務省法制審議会（以下「法制審議会」という）の信託法部会（以下「部会」という）が再開された。

その基本的な視点は「公益信託をより使いやすい仕組みとすること」だ。

昨今、民事信託など「信託の活用」に対する関心も一層高まっているが（平成29年6月には信託を専門とする日本弁護士連合会内の委員会として「日弁連信託センター」も発足した。伊庭潔『日弁連信託センター』の設立について」信託フォーラム第8号83頁以下）、そのような世情の下、部会では、信託の一類型である公益信託について、現行の公益信託の実務を抜本的に変えるような提案がなされ、審議されている。

本特集では、当会法制委員会・公益信託法部会の部員が分担執筆をして、①信託一般になじみのない方でも基本を把握できるよう、信託・公益信託の基本的な仕組み・特徴を概観した上で、公益信託の見直しに至る経緯・公益信託の現状・改正案の基本的な視점에触れ、②改正案の要点、③想定される活用例について紹介する。

2 部会の審議状況

今般の部会は「休止」となっていたものが「再開」されている。法制審議会の部会は、通常、改正要綱決定の時点で終了するが、平成18年2月に私益信託に関する信託法改正要綱の答申をした当時、公益信

託法の改正については、公益法人制度改革の動向をみる必要があるとされ、将来の見直しに備えて「休止」という例外的な取扱いがされたからである。

再開1回目が、平成28年6月7日開催の第31回会議である。以降、部会では、平成29年12月に「公益信託法の見直しに関する中間試案」を取りまとめ、パブリックコメントを経た後、要綱案の取りまとめに向け、現在も審議継続中である（後掲の法務省ウェブサイトで部会の審議状況・資料等が公開されている）。

3 新たな公益信託法の活用

部会では、税法や信託業法等の関連法令も視野に入れつつ、法人を設立するよりもコストが安く、小回りが利く軽量・軽装備な制度としてその特色を活かせるよう、議論されている。

審議中の提案が実現されれば、新制度の下で、多様な公益信託の誕生も期待される。弁護士としては、公益信託のスキーム設計・信託契約書等の作成、認可申請・公益信託の運営に関する支援、信託管理人への就任など、公益信託法の実務に積極的に関わることで、あるいは弁護士が行う市民の権利・利益の救済等の公益に関する活動の受け皿として公益信託を活用することで、公益目的を果たす役割を担うことも考えられる。

4 結び

信託、まして公益信託にはなじみのない読者も少なくないと思われるが、本特集を通じ、新たな公益信託

法に対する興味関心を抱いて頂き、その研究・実践につながるきっかけとなれば幸いである。

【部会の審議状況・資料等の掲載サイト】

法務省ウェブサイト＞法制審議会-信託法部会

http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_shintaku.html

※第31回会議（平成28年6月7日開催）以降が、再開後の公益信託法の見直しに関するもの。

※本特集は法制審議会・信託法部会で審議継続中の提案内容を紹介するものであり、今後の審議経過により、その提案内容が変更される可能性がある。

各論Ⅰ 公益信託とは～その現状と見直しに至る経緯

法制委員会公益信託法部会部会長 棚橋 桂介（66期）
委員 山崎 岳人（64期）

1 信託及び公益信託とは

(1) はじめに

今回法改正が行われるのは公益信託についてであるが、公益信託どころか信託そのものについてよく分かっていないと感じている読者も少なくないであろう。

そこで、まず、信託とは何か、公益信託は信託の中でどのように位置づけられるかについて、簡単に説明したい。なお、本項では、公益信託に関する部分も現行法をベースとして記述する。

(2) 信託のイメージ

信託のイメージとして、まず古典的な例を紹介しよう。

「たとえば、そろそろ死期が近いと思っているおじいさんが、孫娘のサリーに10万ポンドをやりたいと思っている。しかし、サリーはまだ2歳であり、おじいさんとしては、全額を直接には与えたくないと思っている。そのようなとき、おじいさんは、サリーのために信託を設定することができる。おじいさんは、親友や取引銀行に、金銭を渡し、その金銭の用い方について指示を与える。たとえば、それを投資して、収入を積み立てていき、サリーが18歳になったときに、元本と収益とをサリーに

与えるが、その間も、必要な教育費はサリーに与えるとともに、サリーが13歳になったら、毎年1000ポンドはサリーに与える、といったようにである。」

この例は、Simon Gardner「An Introduction to the Law of Trusts」に挙がっているものであり、訳は道垣内弘人「展開講座 さみしがりの信託法 第1回 いろんな問題、あるんだな」（法学教室2008年4月号130頁）に依った。以下の記述も同記事を参考に行っている（道垣内教授の著した体系書としては「信託法（現代民法別巻）」（有斐閣）があり、こちらも是非お読みいただきたい）。なお、10万ポンドは、2018年10月9日のレートで計算すると約1484万円である。

この例に登場する人物は、財産の所有者である「おじいさん」、おじいさんから財産の移転を受け指示どおりにその財産を扱う「親友」や「取引銀行」、利益を受ける「サリー」である。「おじいさん」のことを委託者（settlor）、「親友」や「取引銀行」のことを受託者（trustee）、サリーのことを受益者（beneficiary）という。

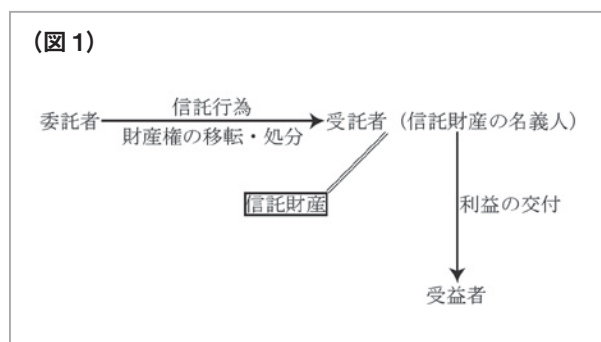
信託の基本型は、委託者が、一定の財産を受託者に移転し、受託者は指示された目的に従ってその財産

を管理・運用し、得られた利益を受益者に交付するというものである。上の例では、ここでいう「目的」が、サリーの成長に合わせてサリーに金銭を交付するというになっている。

信託を設定する法律行為を信託行為といい、信託行為により信託に関するさまざまな定めをすることが認められている。信託を設定する方法としては、信託契約による方法（契約信託）、信託遺言による方法（遺言信託）、信託宣言による方法（自己信託）の3つがある。上の例では、おじいさんと親友又は取引銀行との間で信託契約が成立している。わが国における信託のほとんどは信託契約によるものなので、ここでは契約信託を念頭に置いて読み進めていただきたい。

受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産を、信託財産という。上の例では、おじいさんがサリーのためにと目的を定めて親友又は信託銀行に移転した財産が信託財産である。

以上に述べた信託の仕組みを図示すると、図1のようになる。



*執筆者(棚橋桂介)作成

(3) 信託の法的特質

ア 信託の法的構造

上記のように、信託は、自己の財産を管理させるのに財産自体を移転する、つまり財産の所有権等を移転してしまうのであるから、委託者と受託者の間に高度の信頼関係が存在することが前提となる。

このようにして受託者の所有に属した信託財産は、受託者の固有財産や他の信託の信託財産とは別のもんとして取り扱われ（信託財産の独立性）、受託者は、信託財産を信託の目的に従って受益者のた

めに管理又は処分等を行う厳しい義務と責任を負う（受託者責任）。

イ 信託財産の独立性

信託では、財産が委託者から受託者に移転して信託財産になるので、その財産は、委託者の倒産等の影響を受けない。また、信託財産は、受託者の所有に属するが、受託者の債権者は信託財産に対して強制執行等を行うことはできず、受託者が破産しても破産財団に属しないなど、受託者の債権者や受託者の倒産等からの影響も受けない（倒産隔離性）。

このような信託財産の独立性によって信託財産が保護され、信託財産を裏付けとする受益権を有する受益者が保護されることになる。

ウ 受託者責任

受託者は、委託者からの高度な信頼に応えて、さまざまな厳しい義務と責任を負う。

受託者は、受益者に対して善管注意義務、忠実義務、分別管理義務、公平義務、帳簿作成・報告・保存義務等の各種の義務を負う。

また、受託者は信託財産の権利者（所有者）であるから、信託財産のためにした行為であっても、その行為によって第三者（信託債権者）に対して負担した債務については、信託財産のみならず受託者の固有財産でも履行責任を負う（受託者の無限責任）。

(4) 他の類似制度との比較

信託についての理解を深めるため、信託と他の類似する財産管理制度とを簡単に比較してみよう（表1参照）。なお、表1は、神田秀樹＝折原誠「信託法講義」（弘文堂）7頁以下を参考にした。

(5) 公益信託

以上に述べたところは信託の初歩であって、実際の信託には様々なバリエーションがある。

今回の法改正の対象となっている公益信託は、受益者の定めのない信託であり、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするもので、主務官

(表 1) 信託と他の類似制度との比較

ア 民法上の類似制度との比較

(ア) 委任による代理(民法643条～656条)

	信託	委任による代理
類似点	他人による財産の管理	
相違点	財産が受託者に移転して名義も受託者の名義になる	財産は代理人に移転せず、名義も本人のまま
	信託財産の管理・処分権限は受託者に専属し、委託者又は受益者が直接に管理・処分等を行うことはできない	代理人と本人が競合して管理・処分等を行うことができる
	受託者による信託財産の管理・処分等の法律効果は、信託財産の権利者(所有者)である受託者を通して信託財産に帰属する	代理人が行った法律行為の効果は、直接に本人に帰属する
	信託契約の当事者が死亡しても終了しない	本人又は代理人のいずれかが死亡すれば終了する

(イ) 寄託(民法657条～666条)

	信託	寄託
類似点	他人による財産の管理であり、財産の引渡しが行われる	
相違点	財産の所有権が受託者に移転する	財産の占有権が移転するだけで、所有権は移転しない(消費寄託の場合、目的物の所有権も移転する)
	受託者は信託財産の管理・処分等を行う権利義務を有する	受寄者は単に寄託物を保管し返還する義務を負うだけ
	受託者は、受益者のために信託財産の管理・処分等を行い、その効果は信託財産に帰属する	(消費寄託の場合)寄託物は受寄者の完全な所有物になり、受寄者は、受寄者自身のために寄託物の管理・処分等を行い、その効果も受寄者に帰属する

イ 商法上の類似制度との比較

(ア) 匿名組合(商法535条～542条)

	信託	匿名組合
類似点	匿名組合員が財産を営業者に移転して営業者に一定の営業を行わせる点が、委託者が財産を受託者に移転して受託者に信託の目的に従い信託財産の管理・処分等を行わせる信託と類似する	
相違点	信託された財産は信託財産を構成し、受託者の固有財産とは別のものとして取り扱われ(信託財産の独立性)、受託者が破産しても信託財産は受託者の破産財団を構成しないなど(倒産隔離性)、信託された財産は受託者破産の影響を受けない	出資された財産は営業者の財産に属し、営業者が破産すれば出資された財産は営業者の破産財団を構成する

(イ) 問屋(間接代理)(商法551条～558条)

	信託	問屋(間接代理)
類似点	取引の目的物は完全に問屋に帰属し、その財産の名義も管理権も問屋に帰属するが、問屋の行為から生じる経済効果(損益)は取次ぎを依頼した委託者に帰属する点が、信託に類似する	
相違点	受託者の権限内の行為は信託財産に帰属し、その信託財産について倒産隔離機能が認められる	問屋の権限内の行為の効果は一次的に問屋に帰属し、最終的に委託者に帰属する
	一般的に継続的な財産管理制度	財産の一時的な管理

ウ 法人との比較

	信託	法人
類似点	財産の拠出者である出資者(信託では委託者)が、ある財産を分離した上で、その財産を取締役等(信託では受託者)に管理・処分等をさせ、それにより生じる収益を株主(信託では受益者)に分配するという点で類似している また、取締役等(受託者)が死亡しても、法人(信託)は終了しないという点も類似している	
相違点	信託には法主体性はなく、受託者が権利・義務の主体になる	法人には法主体性があり、法人が権利・義務の主体になる

庁の許可を受けたものである。公益信託の対概念は私益信託であり、公益信託以外の信託は全て私益信託である。

公益信託は公益を目的とするので、受益者は不特定多数であり、私益信託におけるような受益者は存在しないから、受益者の定めのない信託（目的信託）の1つとされ、公益性の観点から存続期限が無制限とされ、主務官庁の監督に服するなど、特別な扱いを受けている。

2 公益信託法の見直しに至る経緯

(1) 公益信託は、大正11年に制定された旧信託法において「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」として定められた（旧信託法66条）。同法においては、公益信託の成立については主務官庁の許可が必要とされており（同法68条）、成立した公益信託は主務官庁の監督に属することとされていた（同法67条）。そして、所管事項単位で許可・監督を実施する主務官庁は、平成6年9月13日開催の公益法人等指導監督連絡会議にて決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」（以下「許可審査基準」という）のもと、制度運用を行ってきた。

一方、この許可審査基準とは別に、税制上のメリットを受けるための基準が税法上設けられている。たとえば、税制上のメリットを受けるには、出捐する財産は金銭に限定される。委託者が個人の場合に寄付金控除を受けることのできる認定特定公益信託として認められるには、研究や教育等の目的のための助成でなければならないとされている。

(2) 旧信託法は、平成18年に私益信託の部分について見直しがなされ、現行の信託法（平成18年法律第108号）が制定された。その際、公益信託の部分については旧信託法に残され、旧信託法は、題名を「公益信託ニ関スル法律」（以下「公益信託法」という）と改めたうえ、旧信託法66条から75条までの規定が基本的に維持されるなど、実質的な改正

は見送られた。公益信託と同様に主務官庁による許可制を採用していた公益法人制度について全面的な見直しが進行していたからである。

(3) 平成20年12月から始まった新たな公益法人制度への移行期間が平成25年11月に満了したことなどを受けて、公益社団法人商事法務研究会内に設置された公益信託法改正研究会において公益信託法の改正に向けた検討作業が開始され、平成27年12月に報告書が公表された。

平成28年6月7日、公益信託法の見直しを目的に、平成18年1月20日以来休会とされていた部会が再開され、平成29年12月12日に公益信託法の見直しに関する中間試案（以下「中間試案」という）が取りまとめられ、パブリックコメントに付された。現在も部会において公益信託法の見直し作業は続けられている。

3 公益信託の現状

(1) 現行の公益信託は、前述の許可審査基準の存在や税制上のメリット等により、事実上、受託者が奨学金の支給や研究費の助成を信託事務として行い、委託者が金銭を信託財産として拠出するいわゆる「助成型」に限定されている。そして、公益信託の受託者は信託業法の規制に服するため、受託者はほぼ信託銀行に限られている。

(2) こうした限定により、現行の公益信託は利用しづらい制度となっている。

一般社団法人信託協会による平成30年6月22日付ニュースリリースによると、公益信託の平成30年3月現在の受託件数は459件で、信託財産残高は594億円である。信託目的別でみると、表2のとおりである。

このように、信託目的別の平均金額をみると、2000万円から2億4000万円余りとなり、公益信託の1件当たりの規模は概して大きいとはいえない。

また、平成29年度中の新規受託件数をみると、

その数は2件で、受託額は9億円、信託目的は奨学金支給と都市環境の整備・保全が各1件である。

時系列のデータを見ると、公益信託の累計設置件数は平成15年の572件、累計残高は平成13年の736億9000万円をピークに減少傾向にある。

以上から、現行法下における公益信託の利用は概して低調であるといつて差し支えないであろう。

(表2) 平成30年3月末現在の公益信託の状況
(一般社団法人信託協会公表)

信託目的	件数	受託金額	平均の受託金額
奨学金支給	147件	212億円	1.4億円
自然科学研究助成	70件	76億円	1.0億円
教育振興	61件	21億円	0.3億円
国際協力・国際交流促進	35件	31億円	0.8億円
社会福祉	35件	33億円	0.9億円
芸術・文化振興	22件	48億円	2.1億円
都市環境の整備・保全	28件	69億円	2.4億円
自然環境の保全	19件	40億円	2.1億円
人文科学研究助成	14件	9億円	0.6億円
文化財の保存活用	3件	1億円	0.3億円
動植物の保護繁殖	1件	2億円	2億円
緑化推進	1件	0.2億円	0.2億円
その他	23件	46億円	2億円

(注) 受託金額は1億円未満を切り捨て(ただし、緑化推進は除く)。平均の受託金額は、筆者が表中の受託金額を件数で割ったもので、小数点第2位以下を切り捨て。

4 改正案の基本的な視点

部会が公表した中間試案では、次の3つがポイントと考えられている。

- (1) はじめに、公益信託の信託事務及び信託財産の拡大である。前述のように、現行法では、信託事務は金銭の助成型、信託財産は金銭に限定されているが、将来的に公益信託の適正な利用を促進するとの観点から、美術館や学生寮の運用などいわゆる「事業型」の信託事務を認めたうえ、信託財産を金銭以外の財産に拡大することが提案されている。事業型に利用される金銭以外の財産として想定され

ているのは、たとえば、美術品、不動産、有価証券などである。

こうした見直しにより公益信託の低調な利用状況が改善されることが期待される。

- (2) 次に、公益信託の受託者の拡大である。前述のように、現行法下での受託者は事実上信託銀行に限られているが、事業型の公益信託事務を認めた場合には、これに対応した受託者の担い手の確保が要請される。中間試案では、信託銀行以外の法人に拡大することに異論はなく、法人に加え、自然人(たとえば、弁護士)を加えるかどうかが争点とされている。

日本弁護士連合会は、平成29年2月17日、公益信託の受託者の範囲に関する意見書を公表し、その中で、公益信託の受託者は公益信託の受託者となりうる資質及び能力を有する自然人に拡大すべきであり、その際には少なくとも受託者たりうる自然人として弁護士に拡大する方向で検討すべきであること、公益信託の受託者を弁護士に拡大する際には信託業法に抵触しないことが明確になるように規律すべきであることを主張している。

公益信託の適正な利用促進、公益信託の1件当たりの規模を踏まえると、自然人、とりわけ法律専門家である弁護士が受託者として関与することが期待される。

- (3) 最後に、主務官庁による公益信託の許可・監督制の廃止である。前述のように、現行法では、所管事項に応じて主務官庁が公益信託の許可・監督を実施することとされているが、中間試案では、平成18年の公益法人制度改革と足並みをあわせて、主務官庁制度を廃止し、民間の有識者から成る合議制の第三者機関への諮問を経て、特定の行政庁が一元的に成立の許可を出すことが提案された。そして、成立後の監督については、信託管理人を必置とするなどの方法で信託内部のガバナンスによる監督を充実させ、行政庁がこれを補完することが予定されている。

各論Ⅱ 公益信託法の改正提案の要点

法制委員会公益信託法部会担当副委員長 後藤 隆士 (64 期)
委員 宇井 一貴 (65 期)

1 公益信託の信託事務及び信託財産の拡大

(1) 現行の実務とその背景となる規律

現行制度の下では、公益信託は、以下の事情で、委託者が金銭を信託財産として拠出し、受託者が奨学金の支給や研究費の助成を行う、いわゆる「助成型」にほぼ限定される。

すなわち、現行の「公益信託ニ関スル法律」(以下「公益信託法」という)には、公益信託の信託事務や信託財産の範囲に関する規定はないが、主務官庁の依拠する「公益信託の引受け許可審査基準等について」(以下「許可審査基準」という)では、助成金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること(同「2. 授益行為」)、価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が引受当初の信託財産の中の相当部分を占めていないこと(同「4. 信託財産」)が必要だとされる。

また、税制優遇の対象となる公益信託では、受託者が信託財産として受け入れる資産は金銭に限定され(所得税法施行令217条の2第1項第3号等)、その信託事務も金銭の助成型に限定される(同条の2第3項各号)。

(2) 収益を伴う事業型の許容

中間試案では、美術館や留学生向け学生寮の運営など、いわゆる「事業型」を許容すること、収益を伴う事業の実施も許容することが提案されている(第9-2)。

ただし、公益法人並みの複雑な会計処理を回避するなどの理由から、公益信託では、公益信託の目的達成に必要性を欠く収益を伴う信託事務は許容しないと提案されている(第9-1)。

部会では、収益を伴う信託事務の必要性の判断基準が実質的な議論の対象となっている。事務当局は、個別の申請ごとに、個別具体的な事案に応じて、それぞれ判断されるとの見解を示している(第47回議事録21頁〔中辻幹事発言、中田部会長発言〕)。

(3) 金銭以外の財産の許容

中間試案では、公益信託の信託財産を金銭に限定しないと提案されている(第9-3)。

ただし、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産の保有に関しては、公益信託の受託者が信託財産を用いて実質的に営利事業を行うことにつながりかねないとして、一定の条件の下で制限的に許容するとの提案がされている(第9-3(3)、中間試案の補足説明37頁以下)。この「実質的」に該当するかの具体的な基準等が部会での争点となっている。

なお、税制優遇の対象となる公益信託では、信託財産の運用は、預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得等に限定されているが(所得税法施行令217条の2第1項4号イ～ハ)、中間試案では、投資運用方法に関する基準を認可基準として設けないことが前提とされている(中間試案の補足説明36頁)。公益信託の受託者の善管注意義務は軽減できないとの提案(第4-2(2))を前提に、投資運用は受託者の善管注意義務の範囲内で行われるものであることなどを理由とする。

2 公益信託の受託者の拡大

(1) 現行の実務及び背景となる規律

現行公益信託法には、公益信託の受託者の資格に関する規定はないが(ただし、受託者の資格要件に関

する信託法7条の規定は公益信託にも適用されると解されている), 許可審査基準「6. 機関(2)ア」は、公益信託の受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であることを公益信託の引受けの許可の要件としている。

また、信託の引受けを業とする場合、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければこれを営むことができない(信託業法3条)。

税法上も、税制優遇を受けることのできる特定公益信託の受託者は、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律1条1項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む)に限定されている。

このため、現行法の下では、公益信託の受託者の担い手は信託銀行にほぼ限定されている。

(2) 公益信託の受託者の拡大

ア 中間試案では、信託銀行以外の法人に加えて、自然人も許容するか否かが議論されている。法人に限定するのが甲案、法人又は自然人として、自然人の受託者も許容するのが乙案である。

イ 甲案・乙案を巡る議論の状況

まず、甲案に対しては、新制度の下では、多様な公益信託が想定され、自然人の受託者に相応しい公益信託もあり得るのであって、一律に自然人を排除するのは相当でないとの問題点の指摘がある。

次に、乙案の理由としては、①公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者であれば、法人でも自然人でも差し支えないこと、②現在の信託法は、旧信託法における受託者の自己執行義務を改めて受託者から第三者への事務処理の委託を広く認めており、自然人受託者が一定の範囲の信託事務を第三者に委託して公益信託事務を行うことは可能であることなどが挙げられる。他方、乙案に対しては、自然人は病気や死亡により永続性を欠く、内部ガバナンスが無いなどの指摘があるが、法人でも、経営破たんもあれば、内部統制が図られていな

い場合もあるし、一人法人もあり得るため、その指摘は、自然人を一律に排除する積極的な理由にならないなどの反論がされている。

日本弁護士連合会は、平成29年2月17日に「公益信託の受託者の範囲に関する意見書」を公表し、公益信託の受託者となりうる資質及び能力を有する自然人(弁護士を含む)も受託者となれるよう求めている。

3 主務官庁制の廃止と新たなガバナンスの導入

(1) 信託のガバナンス

信託では、受託者が、信託行為の定めに従い、信託財産の管理・処分その他の信託目的の達成に必要な行為をするため(信託法2条5項)、受託者を適切に監督する必要がある。

私益信託では、受益者が、受託者などの事務執行が適切か否かを監視する権限を有することにより、信託目的の達成のために重要な役割を果たすことになる(道垣内弘人「信託法(現代民法別巻)」(有斐閣294頁)。

(2) 公益信託のガバナンス

公益信託では、公益信託の反射的效果として利益を享受する者がいるにとどまり、受益者が存しない(四宮和夫「法律学全集33-Ⅱ信託法〔新版〕」(有斐閣308頁)。受益者の監督権限の行使は困難である。

現行制度の下では、主務官庁が、公益信託の受託者に対する監督を担っていた(主務官庁による公益信託の引受の許可(公益信託法2条)、その後の監督(同法3条)。主務官庁制)。中間試案では、この主務官庁制を廃止し(第2-3)、公益信託の成立等の認可を行う行政庁の役割を補完的なものとし、委託者、受託者及び信託管理人による自律的な監督・ガバナンスによって公益信託の運営の適正性を確保するとの方向性が示されている。

その監督・ガバナンスの規律は、税制上の優遇措置を受けることが可能な制度となることも視野に入れ

て検討する必要があるとされており（中間試案の補足説明4頁）、不正行為の防止の観点だけではなく、公益信託の目的である公益の実現に向けた活動の適正性の確保といった観点も重視される。

（3）公益信託内部のガバナンスの規律

ア 信託管理人

中間試案では、信託管理人が受託者の信託事務の遂行状況等を継続的に監視する役割を担い、信託管理人を通じて、制度の適正性を確保することが企図されている。

そのため、信託管理人を必置の機関とする（第5-1）、信託関係人やその利害関係人と特別の関係を有しないことなどの資格制限（第5-2）、信託管理人やその関係者に対する特別の利益供与の禁止（第9-4（1）ア）、信託管理人の報酬規制（第9-4（1）ウ）、信託管理人の権限、義務及び責任は受益者の定めのある信託と同一の権限を有するものとし、別段の定めにより制限できないとする（第5-3）、信託管理人の辞任・解任事由の制限（第13-1、同2）、信託管理人の選任を行政庁の認可事項とする（第13-3）などの提案がされている。

イ 委託者

公益信託の委託者の権限は、目的信託のそれよりも狭め、受益者の定めのある信託の委託者の権限と同様のものとし、信託行為の定めによる制限も許容するとの提案がされている（第6-1）。

委託者は、公益信託の信託財産の拠出者として、受託者に対する一定の監督権限を行使できるようにすべきだとの考え方もある一方で、公益性の確保や税制優遇を受けることを視野に入れ、公益信託の運営が委託者に左右されるべきではないとの考え方もあり、上記のような提案により、その監督の役割は補充的な位置づけとなっている。

ウ 運営委員会等

許可審査基準「6. 機関（2）ウ」により必置であった運営委員会と同様の機能を有する機関、受託者に助言、勧告等を行う機関については、法律上必置とする合理性に疑いが示され、必置機関ではな

く、任意的に設けることを否定しないものとしてされている（中間試案の補足説明18頁）。

（4）公益信託外部のガバナンスの規律

ア 行政庁

行政庁は、後見的、包括的な立場ではなく、公益信託内部の自律的なガバナンスを補完する立場から、その監督を担う。

行政庁は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づき、認可基準（第9）に従って公益信託の認可を行い（第7-1）、届出事項・認可事項の規律を通じて、認可基準の適合性を把握し、そのための必要な権限として、報告徴求、検査、勧告や命令、公益信託の成立の認可の取消権限等を付与される（第12-1）といった提案がされている。

イ 裁判所

信託法及び公益信託法8条各号所定の裁判所の権限（第12-2）、受託者の辞任・解任・選任（第13）や信託管理人の辞任・解任・選任（第14）といった一定の場面での権限が付与されると提案されており、補完的な立場に位置付けられている。

（5）情報公開

透明性の高い公平な運営・活動の確保、公益信託に対する理解と信頼性の向上を図るなどの観点から、公益信託の情報公開（第11-1）、認可や取消等の公示（第11-2）が提案されている。

各論Ⅲ 想定される活用例

法制委員会副委員長 全 未来 (68 期)
委員 小松 達成 (62 期)

1 改正提案による公益信託の活用拡大

現在、公益信託の利用は、信託財産を金銭としたうえで、受託者が奨学金の支給や自然科学研究に対する助成といった金銭給付を行う「助成型」の公益信託に事実上限定されている。

助成型の公益信託の例は、上記の奨学金、自然科学研究の助成に加え、都市環境の整備保全に対する助成、芸術・文化振興に対する助成、自然環境の保全に対する助成など、様々なものがある。近時では、災害被災地におけるボランティアといった公益活動の支援にも活用されている。

改正提案では、公益信託のさらなる活用を促進すべく、公益信託の信託財産を金銭に限定しない旨の提案がされている（部会資料49・第9-3）。そして、改正提案では、これらの信託財産を用いて、受託者が一定の事業を行う「事業型」の公益信託も許容されている（中間試案の補足説明43頁）。

かかる提案が実現すれば、従来の助成型の公益信託に加え、土地建物を公益信託の信託財産として学生寮を運営する、絵画を公益信託の信託財産として美術館を運営するといった活用が可能となり得る。

以下では、まずは従来の助成型の公益信託が改正提案でも可能であることについて説明した上で、その次に事業型の公益信託について説明する。

2 助成型の公益信託

公益信託の現状の活用例としては、前述の奨学金支給、自然科学研究への助成などが多い。改正提案は、これらの助成型の公益信託は、従来どおり可能であることを前提としている（中間試案の補足説明32頁）。

改正提案によると、公益信託事務とは「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする」とされ、「別表」は公益法人認定法の別表と同様のものとすることが提案されている（部会資料49・第2-2の注を参照）。

かかる別表には、様々な公益信託事務が掲げられているので、これを参考とし、いかなる公益活動に対して助成をするかについて、当事者の工夫の余地は大いにあるように思われる。

3 事業型の公益信託

(1) 事業型の許容

改正提案では、金銭及び金銭以外の財産を信託財産の対象とし、これを利用した事業型の公益信託も許容されている。事業型の公益信託では、受託者が能力を発揮して、美術館や学生寮を運営する事業や、経済的な問題などにより家庭で十分な食事を取ることが困難な子ども等に対し地域住民が無料で食事を提供する子ども食堂を運営する事業等が活用例として想定される。

なお、事業型と助成型との両方を行う公益信託も想定される。

(2) 事業型の公益信託の信託事務

公益信託は、「公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること」が必要である（部会資料49・第9-2(1)）。

具体的には、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務及び②当該公益信託の目的達成

のために間接的に必要な信託事務が許容される。しかし、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務は許容されない（中間試案の補足説明32頁）。

たとえば、公益信託が、美術品の展示により文化芸術の普及向上に寄与するという目的で、受託者が美術館の運営をする場合、①美術品の公開・保存、美術館建物の建築・保存、美術品の入替のための美術品の売買等は、当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務として許容される。②美術館内でのミュージアムショップ、カフェの営業は、当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務として許容される。しかし、③美術と関係ないゲームや遊具の販売は、当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務として許容されない（中間試案の補足説明34頁）。

公益信託事務の遂行に伴い生じる美術館の入場料を受託者が徴収することや、美術館に併設されるカフェで飲食代金を徴収することは許容されるべきであるから、改正提案では、注意的に「なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする」とされている（部会資料49・第9-2(1)）。

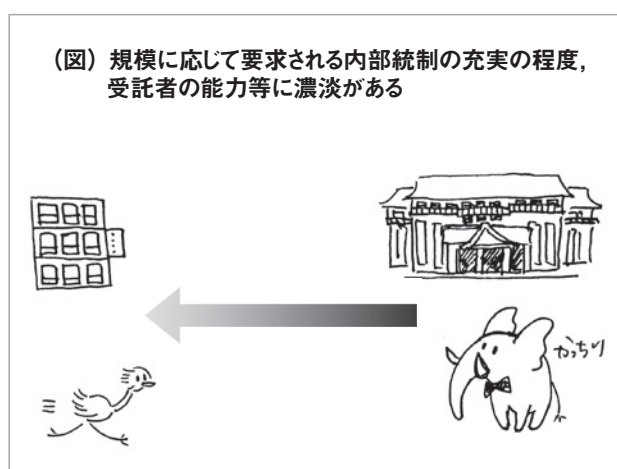
この点、公益法人認定法では、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないのであれば、公益目的事業以外の事業（収益事業等）を行うことが可能である（公益法人認定法5条7号）。しかし、公益信託では、当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務を行うことがそもそもできないから、当然、必要性を欠く信託事務から収益を得ることもできない。

4 公益信託の展望

改正提案では、公益信託の受託者の資格として公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を有することを求め（部会資料49・第4-1）、信託財産や信託行為の定めに関しても公益認可を受けるために必要な様々な基準を満たすことを求めている（部会資料49・第9）。個別の認可基準に関する提案は、上記の資料を参照されたい。

個別の認可基準を満たすこともさることながら、公益信託の認可の判断においては、当該公益信託事務の内容や規模に応じて、受託者の能力やガバナンスの程度が適切であるか、という観点から判断されることになるであろう。

たとえば、地域の書家について同人が暮らした家を利用して作品の展示等を行う記念館を運営するといった比較的小規模な公益信託では、自然人や小規模の法人が受託者となり、ガバナンスも必要な限度で確保していれば足りると思われる（図参照）。



*執筆者(全 未来)作成

他方で、たとえば、シャガール等の著名芸術家の作品を数多く蒐集し、かつ、広大な展示施設を備えている本格的な美術館を運営する場合、当該公益信託が長期に亘り継続することが求められることから、運営する受託者の能力として、高度な経理的基礎及び技術的能力が求められる。また、運営にあたってのガバナンスも厳格な制度等が確立されていることが求められるであろう。

公益信託は、大規模かつ長期的な運営をする公益活動にも利用可能であるが、これに加え、今回の公益信託法の見直しは、公益信託には、公益法人に比べてコストが低廉で小回りが利くというメリットがある点が考慮されていることからすると、新たな公益信託は、大規模な公益活動では見逃されたり、手が届かなかったりした分野に、細やかなニーズに応えるべく軽量軽装備で活動を行える基盤を提供することが求められていると思われる。

卓球

平野早矢香さん

2012年ロンドンオリンピック・卓球女子団体銀メダリストの平野早矢香さんにお話を伺いました。現役時代に「卓球の鬼」と呼ばれていたのとは対照的に、インタビュー中、終始笑顔で、明るく対応してくださいました。

2018年にTリーグが開幕し、2020年には東京オリンピックで新種目として混合ダブルスが追加されるなど、卓球は、今、大注目のスポーツの一つです。今後も、卓球界から目が離せません。

聞き手・構成：小峯 健介

写真撮影：坂 仁根



—— 卓球を始められたきっかけを教えてください。

両親が卓球をしていた影響で、5歳で卓球を始めました。両親がよく卓球の試合に行って、そのときにラケットとかボールで遊んで楽しそうだなと思ったのがきっかけで、軽い気持ちで卓球を始めました。

—— 軽い気持ちで始められて、その後のめり込んでいったきっかけを教えてください。

小学校2年生のとき、全日本選手権の小学校2年生以下の部で初めて2位になって、そのとき、2位になれたことも嬉しかったんですけど、1位になっている友達がすごく羨ましくて。負けず嫌いだったところがあったので、2位で満足しないで、次は日本一になりたいという気持ちだったと思います。

—— 将来は卓球の道を目指そうと思われた経緯を教えてください。

高校1年生のときに全日本選手権ジュニアの部で初めてタイトルをとって、それをきっかけに世界選手権の代表になれたんですけど、それで、世界の舞台で活躍する選手になりたいという気持ちがあったので、高校を卒業したら、当時から福原愛選手やそれ以外にもオリンピック代表選手がいたミキハウスの卓球部に入社して頑張りたいという気持ちが出てきたと思います。

—— その後、2004年の全日本選手権で初優勝されて、いかがでしたか。

2003年4月にミキハウスに入社して、まずは全日本選手権で優勝しようというのが1年間の目標でしたので、優勝できたときは、何か目標を達成できたというほっとした気持ちと、「まぐれ」とか言われて悔しいという気持ちでした。

—— 心ない発言をする方もいたのですね。

いましたね。試合では、解説の方に「こんなにレベルの低い全日本決勝は初めてだ」と言われたりしました。あとは、「全日本チャンピオンってオーラがあまりないね」とか、「たまたまでしょ」とか、「自分の得意な人とばかり当たって」みたいなことを言われたりもしました。

でも、だから逆に、「じゃあ、もう1回優勝して認めてもらおう」という気持ちになったので、私にとっては、今となればよかったかなと思います。

—— とても前向きですね。

そう考えるしかなかったですね。悔しいなと思って、もしかしたら本当に「まぐれ」かもしれないから。自分の実力でみんなに認めてもらうしかなかったという感じですね。

—— 2008年の北京オリンピックに初めて出場されて、いかがでしたか。

すごく緊張しましたね。それまでとは全く次元の違う緊張感というか。実は北京オリンピックの半年前ぐらいに同じ体育館でプレ大会があったんですけど、そのときは全然会場の雰囲気も違います。1番始めの団体戦の第1試合の1番手で私が出場して、そのときの相手はかなり格下の選手だったんですけど、サーブを出すときの手の震えが1ゲーム中ずっと止まらなかったの、そういう経験は北京オリンピックが初めてだったと思います。

—— 4年後、2012年のロンドンオリンピックに出場されて、緊張はどうでしたか。

緊張というよりは、このときは、明確にメダルをとるためにどうするのかというのを、4年間積み重ねてきました。ロンドンまでの4年間は、常にメダルを意識して、「メダルをとるためにはどのクラスの選手に勝たなければいけないか」とか、「どれくらいのレベルに自分を持っていかなければいけないのか」というのを、真剣に細かくいろいろ分析したり、考えて臨みました。

—— ロンドンオリンピックでは団体女子で銀メダルを獲得され、日本卓球界で初のメダルを獲得されましたが、感想はいかがでしたか。

準決勝に勝って決勝進出が決まった瞬間、ほっとしたという一言です。当時、福原愛選手と石川佳純選手と私の3人でしたが、何かすごくバランスの取れたチームでした。このオリンピックでメダルをとれなかったら、この先ずっと難しいんじゃないかなと思えるぐらい、すごく意識を持ってやってきたメンバーだったので、決まった瞬間はほっとしたという気持ちでした。

—— メダルを獲得されて生活などに変化はありましたか。

それまで、福原愛ちゃんはすごく有名な選手だったので、誰もが知っているという感じだったのに対して、私とかはまだ誰か分からないという存在だったと思うんですけど、日本に帰ってきて、自分が勝ったシーンが毎日テレビでも映っているし、周りから気付かれるということが多くなって、すごく話題になっているんだなというのを感じましたし、オリンピックの影響力ってすごく大きいなというのを感じました。

—— 2001年から14大会連続で世界選手権に出場されているのは素晴らしい偉業ですが、特にご苦労された点等を教えてください。

選手をしていると、いいときもあれば、調子が悪いということもよくあります。でも、卓球って、常に練習か試合をしていて、オフシーズンみたいなのがないんですよ。なので、勝っても負けても気持ちを次に切り替えなきゃいけないというのが、今振り返ると、大変だなと思いました。

例えば、優勝しても気が抜けなくて、もう次の大会が1週間後に迫っているとすればそれに合わせるし、負けて落ち込んでいても、次に試合があるとなったらもう練習しなきゃいけないみたいな感じで、それが繰り返されているので、本当に気が抜ける時間というのがなかったなと思いますね。

—— 「卓球の鬼」と呼ばれて、どのようなお気持ちでしたか。

初めはびっくりしました。何で「鬼」って言われなきゃいけないのかなって。でも、すごく必死だったんですよ。全力で、生活もすべて卓球中心で、それぐらい思いが強かったので、だからあんな必死な怖い顔をしてやっていたんだろうと思うんです。

初めに言われたときは、「鬼」なんて言わなくてもいいのにと内心思ったんですけど、でも今思うと、「怖い顔をしながらやっていた選手がいたな」と覚えていてくださる方も多かったの、今となっては別にいいかなと思っています。

—— 今となっては、結構気に入っているのでしょうか。

気に入っているとまでは言わないですけど。でも、普通の生活の中でそれぐらい必死になるものを持っていない人が多いんじゃないかなと思う中で、私はそういうものと出会えて、鬼の形相と言われるぐらい必死になるものがあったということで、今はしょうがないなと思って受け入れています。

—— 卓球の面白さ、魅力、醍醐味を教えてください。

卓球って、対人競技なんですよ。相手がいるスポーツなので、例えばなんですけど、世界一速いボールを打てる選手が強いかというとそうではなくて、相手がいるところに打ったら速いボールでも逆にカウンター攻撃されてしまうので、相手がいなくて打つとか、

相手がやりにくいところに打つとか。でもそれって、速いボールがやりにくいと思う人もいれば、ゆっくりなボールが嫌いな人もいるので、そうするとすべて相手ありきなんですよ。

なので、何かそういう中での勝負、駆け引きみたいなところがすごく面白くて、だから卓球の試合を見ると、さっきまで同じことをして点を取っていたのに、今度はまったく相手のペースになっているみたいなこともあって。それってすべて相手がどこに予測して、どんなことを考えているかとか、そういうやりとりの中で、技術もそうだし、体力的なこともそうだし、心理面のやり合いみたいなところも詰まっているので、本当にすごく面白い。

—— ご著書（『卓球の鬼と呼ばれて。』）の中で、荻村伊智朗氏の「卓球は100m走をしながらチェスをするような競技だ」という言葉を引用されていますが、試合中はどのようなことを考えているのでしょうか。

ラリーをしている最中は相手のことです。ただ、すごく深く考えるのは、実際は打っていない時間なんですね。ボールを拾いに行くとかそれ以外の時間で、「次に何しよう」とか、「戦術はこのままでいいかな」とか、そういうことを考えるんです。いったんラリーに入っちゃうと、体の反応と、いわゆる自分がここにボールを打つという意識のそれがミックスされた感じなんです。だから、一球一球「これがバック」「これがフォア」というふうに考える時間はなくて、「来たボールでここ」「来たボールでここ」という意識を持ちながら打っているという感じです。説明するのが難しいんですけど、考えてはいるんですけど、考えずに反応で動いているところもあります。

—— 試合中、いろいろと考えているんですね。

そうですね。相手がいるので、結局ほとんど自分の思い通りにいかないですよ。自分は本当はここを打ちたいし、ここのボールが得意なんだけど、相手が待っていたらそこには打たないじゃないですか。だから私がいつも試合のときに考えていたのは、相手の力が100%だとしたら、相手の力を100%出させない工夫ばかりしていたんですよ。「このコースに打ったら100%の力で打てないな」とか、「ここは待ってないから、ここに打てばたぶん7割ぐらいでしか打てないな」とか。

そういうことばかり考えていたので性格が悪くなります（笑）。

—— ご著書（『卓球の鬼と呼ばれて。』）の中で、「雀鬼」と呼ばれた桜井章一氏に教えを請うたとありますが、どのようなことを教わったのでしょうか。

当時は、2008年北京オリンピックに向けて、世界ランキングを上げてオリンピックの代表権を勝ち取ることを目的にやっていた時期です。いろいろなことを強化していくんですけど、試合に勝つには気持ちが大事だよなと思って、もともと自分は精神的に強い方じゃないという感覚があったので、勝負に対する心構えみたいなものを教えてもらいたいと思ったのが、桜井さんを訪ねたきっかけです。

—— 卓球と麻雀では分野が全く異なりますが、得るものは大きかったのでしょうか。

大きかったですね。桜井さんって、普通の人とは違う次元でいろいろ物事を考え、次元が違うぐらいいろいろ発想を持っているので、そういう世界観というか、そういう発想があるということを知った上で、自分もこういうふうな感じで試合に取り組んだらいいのかなというふうにできたので、すごく大きかったと思います。

—— 厳しい練習を継続するための秘訣、モチベーションを維持するための工夫等を教えてください。

誰かほかの人と自分を比較すると、自分の悪いところとか、できないことばっかりに目がいってしまうので、とにかく自分ができていることを積み重ねていく。昨日よりも何かしら成長したり、何かしら上手くなっていくというのを考えることが一番いいのかなと思って、とにかく昨日10回しか入らなかったら11回入れるようになろうみたいな。自分ができそうと思える目の前の目標を毎日少しずつクリアするという気持ちでやっていたしかなかったという感じですね。

—— 現役当時、オフはどのように過ごされていたのでしょうか。

寝ているか、友達とご飯を食べに行くとか、同僚とご飯を食べに行くとかはありました。あとは、遠征が続くときはその休みの日で遠征の準備、片付けをするみたいな感じです。



とにかく自分ができることを積み重ねていく。
昨日よりも何かしら成長したり、上手くなっていく
と考え、毎日少しずつクリアするという気持ちで
やっていくしかなかったという感じですね。

平野 早矢香

—— 現役当時、気分転換やストレス発散はどのようにされていたのでしょうか。

カラオケは、けっこう昔好きだったんですけど、でも年齢を重ねてからは、逆に疲れちゃって、あまり行かなくなりました（笑）。あとは、近くの銭湯みたいなところに行って、ゆっくり大きなお風呂に入って湯船に浸かることもありましたね。

—— 2016年に引退された後は、どのようなご活動をされているのでしょうか。

メディアに関しては、スポーツのコメンテーターとか、卓球選手へのコメントとか、あとは解説をしています。卓球に関しては、卓球教室みたいな卓球講習会というのを全国各地でさせていただき、お子さんからママさんプレーヤー、シニアの方まで教えるという機会もあります。そのほかにも、講演とかのお仕事もさせていただいています。

—— 今後の活動予定や目標を教えてください。

まずは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがあるので、自分は伝える側として携わりたいと思っているのですが、日本中に注目してもらって、選手たちもいい試合ができるように、分かりやすくいろいろなことを伝えられるようにしたいです。

自分は卓球をする経験の中で育てられたと思うので、卓球に限らずスポーツってすごくいいよなという部分を、たくさんの方に伝えていきたいと思っています。

—— 2020年の東京オリンピックでは「混合ダブルス」が新たに追加されますが、見どころを教えてください。

2017年の世界選手権では、吉村真晴・石川佳純ペアが世界一になっているんですよ。1つの国で男女ともにレベルが高いというのはなかなか難しいんですよ。東京オリンピックでは、初の混合ダブルスで初の金メダルという、歴史に残る大会を目指してほしいと思いますし、チャンスはあると思います。

—— 弁護士に対してはどのようなイメージをお持ちでしょうか。

いろいろな職業の中でも責任があり、いろいろな勉強をしなければいけないであろうし、すごくプレッシャーのかかる仕事かなと思います。たぶん弁護士の方って、日々私たちが卓球をして勝負していたのと同じような感覚で一つ一つの案件に携わっているんじゃないのかなと思います。

—— 弁護士の読者に向けて何かメッセージをお願いいたします。

ストレスのかかる、責任を感じるお仕事だと思います。お身体、体調が一番だと思うので、ストレスがたまったら、ぜひたまには卓球で汗を流してリラックスしていただいて、お身体に気を付けていただきたいと思います。

プロフィール ひらの・さやか

5歳で卓球を始め、2007年より全日本選手権では通算5度の優勝を飾る。2008年北京五輪は団体戦4位、2012年ロンドン五輪は団体戦で銀メダルを獲得。また、2014年の世界卓球選手権団体戦では、日本女子として31年ぶりとなる銀メダルを獲得した。2016年に引退し、現在はミキハウススポーツクラブアドバイザーとして、スポーツキャスター、講演、コメンテーター、卓球講習等多方面で活動。

先進会員感謝慰労の会を開催しました

総務委員会副委員長 清野 幾久子

9月25日（火）10時半より、「先進会員感謝慰労の会」が弁護士会館クレオで催された。対象である「先進会員」とは、当年度に満70歳以上を迎える当会会員である。この会は、長年にわたり弁護士の使命である人権擁護の諸活動、司法民主化の推進、弁護士自治の充実などに努められ、当会の礎を築かれた、大先輩である先進会員の功績に感謝する会である。本年度の先進会員は、9月25日時点で1,248名（うち女性会員は94名）であり、当会会員8,331名（うち女性会員は1,666名）の約15%にあたる。39回目の今回は、111名の先進会員（うち女性会員は10名）が元気に出席された。

感謝慰労の会では、はじめに、安井規雄会長から、当会が会員数8,300名を越える隆盛を誇るのは、長年会を支えられてきた先進会員のお力によるものであることにつき敬意と謝意が述べられ、先進会員の長寿が祈念された。また、本年度の活動の柱として、弁護士業務の拡大と同時に、会員数の半数を占めるようになってきた若手支援に力を入れて

いること、さらに人権、平和、弁護士自治の3つを守ること、を、「チーム安井」として一丸となって推進していることが報告され、副会長、監事、常議員会正副議長が壇上に上がり、自己紹介した。

この後、東京都済生会中央病院院長である高木誠氏による講演、「脳卒中の予防と治療」が行われた。高木氏のご専門は脳神経内科であり、脳卒中＝手術＝脳神経外科の分野ということがいわば常識化している日本とは異なり、海外ではまず脳神経内科で診る、という予防の観点からの興味深い指摘がなされたうえ、脳卒中と脳溢血との違い、治療方法と予防についてお話しされた。最新の手術方法や、ここ数年の間に開発された最新薬の情報などの身近な健康問題にうなずき、あるいはドキッとされた先進会員もいらしたようであった。

その後隣室に席を移し、秋田徹常議員会議長の乾杯の発声で慰労の祝宴となり、それぞれの席のあちこちで旧交を温めている姿が見うけられ、慰労の会は、先進会員相互の賑やかな歓談のうちに過ぎていった。



～当日配布した葉から、先進会員の皆さまからの一言をご紹介します～
ご欠席された先進会員からも、多くの近況報告やメッセージが寄せられました

- この会で会える同期(9期)の仲間が年々減り寂しい限りです。(手塚正枝会員・9期)
- 懐かしい先生方にお会いできることを心から楽しみにしています。私はもう86歳の高齢となり、兵役の経験はないものの、千葉中学に入学した昭和20年、数度にわたって米軍B29の空襲による爆弾や焼夷弾・焼夷爆弾による戦災、米軍戦闘機の機銃掃射などによる強烈な被害を体験し、死と向かい合うような毎日を送った最後の世代かと思います。(高氏佑会員・17期)
- 近年の多くの諸法の改正や社会のIT化に遅れをとらないように精進し、せめて「一隅を照らす」ぐらいの気概は持って、今しばらく仕事を続けようと思います。(山崎克之会員・26期)
- 第19回ショパン国際ピアノコンクール in Asia 東京地区大会 ショパニストS部門で、ショパンのワルツ作品69の2を演奏し入賞しました。(伊佐山芳郎会員・28期)
- 紛議調停委員を永年勤めています(委員長歴もあります)。弁護士費用のトラブルが多く、これを如何に未然に防ぐかが大事になってきていると実感しております。契約書を作成するだけでなく、依頼者の満足度をよく見極めることが大事だと思います。(勝野義孝会員・31期)

共同参画, ダイバーシティ, 個性の尊重, 包摂へ

副会長 道 あゆみ (47 期)

主な担当業務

性平等, 男女共同参画, 高齢者・障害者, ハーグ協議会, 広報, 業務改革, 領域拡大, 民訴, 法教育, 弁護士任官, 子どもの人権, 公設, 中小企業センター, 法曹養成等



私にこのコーナーがまわってくるということは、私達の任期もそう長くないということです。早いものです。

他の理事者が口をそろえていたように、ここまで私達が曲がりなりにも執務を続けてこられたのは、事務局の皆さんの献身的なご尽力と、会員の皆様のご理解故のことです。また、これも皆が口をそろえるように、本年度理事者室は、懐深い会長のもと、6人の副会長がそれぞれの個性を重奏しながら進んでおり、折り返しを過ぎ、奏でる音色も幅を増してきたと感じます。経験、知見、発想力、手法を始め、(酒の強さとか体力とか?) いくつもの個性の違いがあるからこそ、私は多くのことを仲間から学んでいて、日々言い尽くせないほどに刺激的です。そのせいか、6人の副会長のうち会史上初めて女性が2人となったことは、時折指摘されて思い出すくらいに所与のものとなり、性別も個性の一つに数える位のことになりつつあります。それは、「東京弁護士会の男女共同参画」の現在進行形、と言える風景なのかもしれません。

振り返れば、わが国で、男女共同参画実現のため、意思決定過程に女性が参画することが数値目標とされて久しく経ちます。弁護士を含む専門職における共同参画は、業界内だけの問題ではなく、国の計画に明示的に書き込まれた目標でもありました。

ただ、近年、共同参画という言い方にとどまらず、ダイバーシティという表現が各所で使われるようになっていきます。それは性別にとどまらない様々な属性における多様性で、そのことが組織や社会の柔軟性や力を生み出すとも言われます。これに対峙する概念が、

ホモニアス。同質、均質といった意味をもちますが、従来、日本はホモニアス社会の代表格とされてきました。私自身の記憶にまだ新しいのは、ダイバーシティなどという言葉が日本であまり使われていなかった2001年、留学先から帰国したときのこと。ジェンダーは勿論、人種、国籍、文化、宗教等実に多様な学生が色彩豊かに教室を賑わせていたNYの風景から、一変。久ぶりに戻った弁護士会館の風景が、文字通りの色彩を含め驚くほど同質であることを五感で味わった際の、ちょっとした衝撃でした。

あれから17年。日本は、そして弁護士会は変わったのでしょうか。その難しい審判はともかくとして、当会は、このほど、全国の弁護士会に先立ち、いわゆるセクシュアル・マイノリティの方を福利厚生の対象とする就業規則等の改正を(2年越しの議論の末)行いました。その翌日には、予想以上にメディアからの取材が相次ぎ、担当理事者である私自身、正直慌てました。私達が思う以上に、弁護士会というところはダイバーシティを巡る舵取りに関心をもたれている。そう感じた一幕でもあります。

とりもおさず、それは、弁護士会が使命と掲げる人権擁護と社会正義に直結するからでしょう。ホモニアスは、それ自体が罪とまでは言いませんが、知らず知らずにでも多様や個性を禁じる力をもてば、人権を抑圧する装置になりえます。翻ってダイバーシティは、個性の尊重、包摂であり、人権感覚の核心です。そのことに真に思い致して会内外に発信していくことができるのか。それは、今後も厳しく問われ続ける、弁護士会の本質的課題になるのではないのでしょうか。

平成30年7月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53 期)

平成30年7月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

平成29年に「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月2日から施行されたこともあり、今回、「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」というテーマで、東京家庭裁判所の裁判官と調査官から説明がなされました。

1 児童虐待と親権の制限

(1) 親権喪失と親権停止

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の類型があります（児童虐待防止法2条）。虐待がある場合など親権の行使が困難又は不適当で、子の利益が害される場合、親権の喪失（民法834条）ないし停止（民法834条の2）の審判の申立てがなされます（ただし、親権の喪失の場合は「著しく」という要件が必要となります）。親権の喪失や停止は国家机关による親子の引き離しになるため、裁判所は子の福祉の観点から必要性や相当性を慎重に吟味します。親権喪失や親権停止の審判についての最終結論が出るまでの間、とりあえず親権者の職務執行を停止し、又は職務代行者を選任するために、保全処分の申立てがなされることもあります（家事事件手続法174条1項）。親権を制限するものとして、ほかに管理権の喪失という制度もありますが（民法835条）、ほとんど利用されていません。

(2) 児童虐待が問題となる事件類型

家庭裁判所において児童虐待が問題となる事件類型としては、親権喪失・親権停止、児童福祉法に基づく事件、親権者の変更、子の監護に関する処分などがあります。

親権争いの前哨戦として、児童虐待が問題とされる場合もあります。

親権を制限する事件の新受件数は、平成24年には239件（親権喪失111件、親権停止120件）でしたが、平成29年には373件（親権喪失118件、親権停止250件）となっています。児童福祉法28条1項事件（施設入所等の承認審判の申立て）の新受件数は、平成

24年300件、平成29年288件、児童福祉法28条2項事件（期間更新の承認審判の申立て）の新受件数は、平成24年123件、平成29年133件です。平成29年の改正により、親権者又は未成年後見人の意に反して、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき及び引き続き一時保護を行った後2カ月を超えて引き続き児童の一時保護を行おうとするときごとに、原則として家庭裁判所の承認を得ることが必要とされました（児童福祉法33条5項）。

2 家事調停事例に現れる児童虐待

離婚調停等で、心理的虐待が問題となる場合としては、子どもの存在価値を否定するような言動を親が示す、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応をする（例 言葉によって脅す、子どもを無視したり拒否的な態度を示す）、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（いわゆる「面前DV」）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（例 子どもの自尊心を傷つけるようなことを繰り返し言う、他のきょうだいと著しく差別的な言動をとる）などです。心理的虐待は、虐待通告件数の約40%を占めています。

調停で当事者から子への虐待が主張された場合、調査官調査が行われることがあります。調査官が子の意向を調査する場合、何歳から子の意向が尊重されるかという質問に対し、調査官から、子の発達と子の意向をどう取り扱うかは異なり、子がその子なりの言葉で話をする場合、子の意向は尊重するが、言葉そのものだけでなく、その背景なども分析するとのことでした。

今回は、平成30年12月10日、テーマは、「親ガイダンス」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

第85回 直面する憲法問題とシンポジウムのご案内

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45 期)

1 憲法に関する議論と共通基盤の模索

今、憲法改正、特に「自衛隊の憲法への明文化」(＝9条改正)の問題が、喫緊の課題となっています。

当委員会は、弁護士法1条の人権擁護義務及び、法制度改善に努めるべき義務のもとで、憲法改正を前にした今、法制度の根幹をなす憲法改正問題を正面から議論し、社会に向けて説明すべき職責を負うものと考えます。

ただ、会内で議論する際には、会としての立脚点となる共通基盤を確認する必要があるのではないのでしょうか。

とりわけ「9条と自衛隊の関係」については、様々な意見があり、日弁連も当会も、多様な意見をまとめることが困難であることや、価値判断に関わる点での躊躇もあり、これまで、特定の立場を明示することはありませんでした。

2 これまでの議論

もちろん、すでに、ガイドライン関連法、いわゆるPKO法、安保関連法案等に対しては反対意見を出しております。しかし、そこでは、「従前の政府見解(旧三要件)に立つとしても、これに反しており、違憲である」などという構成を取っていました。しかし、これはややわかりにくい論じ方でした。

そのせいか、ある会員と会話の中で、「弁護士会は、自衛隊が違憲だという立場なのだから、わざわざ安保法制の議論をする必要はないと思う。自衛隊が違憲なら、その任務がどう変わるかは意味がないはずだから」という話が出ました。これは、おそらく、従来の「政府の見解に立つとしても違憲だ」というわかりにくい論じ方が招いた誤解かもしれません(弁護士会は、自衛隊自体の合憲・違憲については、論及していません)。

また、「自衛隊は戦車や戦闘機をもっているが、これは明らかに『戦力』なのだから、9条に反しているはずだ」というご意見もお聞きしました。この点について政府は、「自衛隊は、個別的自衛権の下での『専守防衛』の範囲での『必要最小限度の実力』を有する組織であって、戦力には当たらない」と説明してきましたが、弁護士会は、個別的自衛権の範囲を逸脱しているか否かについては、政策的判断にも関わるため、言及を避けてきました。

3 新たな段階

自民党のいわゆるたたき台素案(9条の2)は、「前条

の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。(2項省略)」と規定しています。そして、「この案は、憲法に自衛隊を書きこむだけで、現状は1ミリも変わらない」という説明もあります。

ところが、自衛隊の現状は、いわゆる安保関連法の下で集団的自衛権の一部行使、米艦等の防護、海外での後方支援、PKO部隊の駆け付け警護や住民保護での武器使用などの任務を課されており、任務遂行自体に戦闘行為につながる危険性が認められます。このような自衛隊を、憲法に明記することは、本当に「現状を1ミリも変えるものではない」のでしょうか。

しかし、これに対する議論においては、「これまでの政府見解の下でも」という論じ方は、すでに閣議決定によって、旧三要件が、存立危機事態を織り込んだ新三要件に変更されているため、使えないアプローチになっています。

4 これからの議論と直近シンポジウム

結局、議論の立脚点としては、武力によらない平和を目指す「恒久平和主義」という憲法の基本原理の理解のし方に求められるのでしょう。

ちなみに、自民党のたたき台素案は、上記の下線の通り、「前条の規定は…必要な自衛の措置を取ることを妨げず」としているため、9条の例外規定となっており、まさに「恒久平和主義」の原理に反しないのかが問われます。

様々な意見があります。何としても、会内での幅広い議論が必要です。

そこで、12月22日午後1時30分よりクレオにて、日弁連や東京三会が共催する、自衛隊と9条の問題に関するシンポジウムをご案内いたします。

東京新聞記者の半田滋氏による自衛隊の現状に関する基調講演や石川健治氏(東京大学法学部教授)や天木直人氏(評論家)という豪華メンバーに、当会の伊藤真会員と西田美樹会員をコーディネーターとする9条に関する緻密なパネルディスカッションを予定しておりますので、時宜をえた、会内議論の格好の素材となるはずです。是非とも、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第29回 男女共同参画推進担当委員との懇談会 報告

男女共同参画推進本部委員 柄澤 愛子 (65 期)

1 はじめに

2018年9月13日、弁護士会館で、「男女共同参画推進担当委員との懇談会」が行われた。これは、各委員会の男女共同参画推進担当委員が集まり当本部と意見交換を行う会であり、毎年1回行われている。当日の出席者は45名（うち本部委員7名）となり、熱心に意見交換が行われた。

2 「東京弁護士会における男女共同参画の現状・新たな取り組みと男女共同参画推進担当委員の職務」の説明

当本部、芹澤眞澄事務局長から、当会第二次男女共同参画基本計画の説明と計画目標の達成度についての現状報告がなされた。昨年度施行になった新たな取り組みとして、事務局を介さずに直接カウンセラー等に相談できるセクハラ相談窓口の新設、会館内の一時保育付き研修等の子育て支援サポートの拡充、オンラインストレージサービス利用要領の制定等が紹介された。更に、担当委員の職務に関して、今年の7月に理事者会決定された男女共同参画推進担当委員選任要綱についての説明がなされた。

3 一層の男女共同参画推進のための方策についての意見交換

(1) 続いて、当本部、太田治夫副本部長の司会進行により、委員会活動におけるインターネット電話会議システム利用に関するアンケート回答の集計結果を踏まえて意見交換が行われた。

主に、①リモート参加の要件、②技術的事項への懸念、③会務活動として参加したものとカウントするのか、といった点について議論がなされた。

リモート参加自体については、積極的な声が多かったが、重要な個人情報扱う委員会においては、情報流出への懸念が強いようであった。

① リモート参加の要件については、育休・産休といった場合については認めることで異論がないようであったが、地理的制約がある場合については賛

否両論があった。多摩支部の会員、インハウスの会員、地方出張中の会員等についてリモート参加の需要がある旨の意見が表明された。

② 技術的な面では、スカイプのインターネット接続・音質等の不安定性を懸念する声や、事務局の負担を心配する声が強く、「スカイプのシステムについての理解を参加者に求めて、（事務局任せではなく）自分たちでやる、という意識を持つことが必要」という意見が出された。その他、スカイプ以外のシステムを試すことの提案もなされた。

③ 会務活動としてカウントすることについては、「リモート参加をまずは広く認めて、会務活動の出席数カウントとの関係では当初は限定する」という意見等が述べられた。

(2) さらに、各委員会からの取り組みの紹介と、当会男女共同参画推進本部に対し望むことについて、委員会から以下の意見が出された。

- 当会のシンポジウムや研修において、パネリストや講師に占める男性の割合が多いので配慮を求めてほしい。
- 相談担当者になるための研修開始が夜しかない場合の改善を求める。
- 性別に関わらず弁護士がより育児に参加する時間をとれるようにすることが望ましいので何らかの施策を検討してほしい。

(3) 女性委員個人からの声として、「小さい子供の子育ては母親の役割、組織の長は当然男性で、ナンバリングに何割かの女性をいれておけばよい、といった固定的な性別役割分担意識にとらわれなくなるような意識改革を進める啓蒙活動がなされると嬉しい」旨の意見が紹介される場面もあった。

4 終わりに

新たな気付きを多く得られた会であった。多様な立場の会員が、各々の個性を最大限に生かし活躍できる弁護士会のため、更に前進していきたいとの思いを新たにした。

刑弁でGO!

第82回

トピック

量刑事件でストーリーを語る重要性 (2018年模擬評議の弁護人として)

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎 (67 期)
委員 須崎 友里 (67 期)

2018年8月4日及び5日の2日間にわたって三庁合同模擬評議が開催された。私たちは、弁護人役として弁護活動を行った。本稿では弁護方針やそれに対する裁判官や裁判員の評価を交え報告する。

1 事案の概要

植木職人であった被告人は、真面目に仕事をしてきたものの、入院中の養母の入院費を払っており、生活に困窮していた。暴走族時代の先輩である山室衛から、入院費等を捻出するため、20万円を借りたところ、執拗に返済を迫られるに至った。

事件当日、被告人は山室らに呼び出され、借金の返済を迫られた。帰り道、山室と同伴したタクシー車内において、先に降車する山室から、「明日までに全額持ってこい！ そうしないと母親から直接取り立てるぞ。〇〇病院だぞ、分かってるからな」と告げられた。その後、運転手が「借りた金は返さなきゃいけないよ」と声をかけた。このとき運転席付近に現金の入った封筒が目に入った。咄嗟に被告人はその金を奪うことを決意した。偶然持っていた植木ばさみを運転手に近づけ、「金を出せ」と言ったところ、揉み合いになったため、運転手の顔面を1回手拳で殴打した。運転手が失神したため、動揺した被告人は、現金を取らずに逃走した。事件後、自ら110番通報した。

運転手は加療約1か月の右下顎骨骨折の傷害を負った。

後日、示談金として50万円用意したが被害者は受け取りを拒否した。

2 弁護方針

目標は執行猶予判決である。しかし、本件は、傷害結果が重く示談もできていない実刑の可能性が高い事案だった。そこで、本件の動機・経緯を前面に押し出したストーリーを提示し、裁判員に共感してもらうことにより、責任非難の程度を大きく弱めることによって、執行猶予を狙う方針を立てた。

具体的には、計画性が全くない行き当たりばったりの事案であるということ、さらにそこに至った経緯には、借金の返済を迫られ、養母からの取り立てを迫られて追い詰められ、いくつもの偶然の事情が重なり、犯行の決意に至ったとの事情である。

弁護人は、「母親のことを想い、追い詰められた被告人が咄嗟に一線を越えてしまった。咄嗟に一線を越えてしまったに過ぎない被告人は、社会の中に復帰して更生することも、また容易であるはずである」とのストーリーを提示することにした。

これを踏まえ、冒頭陳述では、詳細にストーリーを語り、被告人質問では生い立ちから順を追って事実を語らせることにした。被害者反対尋問では、端的に被告人は積極的に被害者を傷つけようとしていないということを獲得することにした。最終弁論では、行為の客観的危険性についても触れた上で、半分以上を動機・経緯が責任を減ずるという部分に割いた。

3 評議での議論

評議は4日14時ころから17時ころまで、5日9時から14時ころまでの間行われた。評議の半分以上が動機・経緯が量刑にどう影響するかについての議論だった。その中で、以下のような意見が述べられた。

- ・検察官の「金欲しさの犯行動機に酌量の余地はない」との表現があまりに一方的で強すぎる。
- ・消費者金融など、強盗以外にも金を作る手段は他にはあったかもしれないが、教育を受けていない被告人には思いつかなかったのではないか、という弁護人の指摘もわかる。
- ・母を支えて8年間頑張っていたのだから酌量する余地があるのではないか。遊びの金欲しさという事案とはやはり違う。
- ・浅はかだなどと思うけども、母の病院代、というような事情を聞くと、感情的には「軽くしてあげたい」という方向に傾いてしまう。
- ・被告人には強盗以外の他の手段はあり得たはずであり、やはり非難に値する。実際に、事件後には示談金原資として、結果として50万円は集められている。
- ・いかに被告人が困っていたとはいえ、それを落ち度のない被害者に向けるのはおかしい。
- ・山室の言葉の前に1か月の催告もあったし、そこに至ったのには被告人にも落ち度はある。
- ・山室の言葉自体、強いものだったのか。母親に暴力振るうぞとは言っていない。
- ・被告人は、被害者の言葉を聞いて腹をたて「この人なら（お金を）とってもいいや」と思ったと言っていた。この点で、別の非難が生まれるのではないか。

このような議論を経た後、言い渡された判決は懲役4年6月であった。

4 総括

動機・経緯がさほど重要な要素にならないとされる強盗致傷罪において、ある程度刑を減ずる要素として判断してもらえたのは弁護活動の成果といえたと思う。裁判長がDVD研修において「責任非難の程度」をどのように考えるべきかは、裁判官の中でも議論が定まっていなかったと述べていた。弁護人の各量刑要素に対する主張の仕方で量刑事件の判断は無限に広がりうる事が確認できた。

評議の冒頭、執行猶予にしたいという裁判員が何人かいたこと、評議中も、動機や経緯に関する点を大きく斟酌すべきと考える裁判員もいたことから、各量刑要素をバラバラに主張するのではない、一つのストーリーを軸にした弁護活動は、奏功したと思われる。しかし、執行猶予とならなかったのは、裁判長からも指摘があった通り、本件の動機・経緯が責任を減ずる「理由」をより詳細に説明すべきであったこと、弁護人ストーリーに不利に作用しうる事情の抽出、検討が不十分であったことと思われる。とくに、被告人質問の「この人なら（お金を）とってもいいや」という発言をフォローしなかったのが致命的だった。この発言のために、追い詰められた経緯や、山室を止めたいという動機の犯行に対する影響は大きくはないという評価をされてしまった。

また、犯行直後に自ら通報した、という事情を犯情に結びつけて語ることができたのではないかと、との指摘も受けた。弁論では、咄嗟の犯行だという趣旨の議論の中で触れたつもりでいたが、もっと明確に述べないと伝わらないことを痛感した。

反省点もあるが、本件において、ストーリーの持つ力を再確認できたこと、弁護人の主張の仕方、力点の置き方で量刑判断を動かすことができたと確認できたことは大きな収穫だった。今後も、量刑判断の新しい常識をつくるべく弁護活動を行っていきたい。

第75回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！愛知県弁護士会 編～

新進会員活動委員会 副委員長 木川 雅博 (67期)

委員 松倉 俊光 (67期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は、拡大版第7弾として、愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会と若手活動部部員の方々に愛知県の若手弁護士の実情を伺いました。

——愛知県弁護士会における若手弁護士に対する支援制度の概要を教えてください。

● 制度の概要

愛知県弁護士会での若手弁護士に対する支援制度は、「若手会員育成支援特別委員会」（以下「若手支援特別委員会」）が担っています。

若手支援特別委員会は、登録5年目までの会員に対し、弁護士会としてどのようにサポートしていくかという問題意識のもとで平成21年7月に立ち上がった委員会です。

活動内容を大きく分けると、「チューター制度」、「若手活動部」、「若手会員サポート窓口」、「新人独立弁護士に対する指導委託制度」及び「2年目から5年目の若手会員を対象とする研修会」の5つの柱で成り立っています。このうち、若手会員に活発に利用されているのは、チューター制度と若手活動部です。

● チューター制度について

登録1年目の会員を対象とした制度です。東京弁護士会のチューター制度とは違い、利用は任意ではなく基本的には義務とされています。61期から試験的に運用し、62期から正式な制度として運用をスタートしました。

新規登録会員を約10名ずつの班に分け、各班にベテラン・中堅・若手という3名のチューターが付き、約1か月半～2か月に1回、勉強会と懇親会を行っています。

勉強会のテーマは、班ごとに新入会員の希望を聴いて決定しています。例えば、破産や離婚を学びたいという希望があればこれらの事件を多数取り扱っている会員を講師として招き、懇親会までご一緒いただくようにしています。裁判官を講師としてお招きして訴状審査の勉強会や、全体行事としてボウリング大会も開催しています。

実施後のアンケートでも、ほとんどの会員から「役に立った」との意見をいただいております。同窓会を開催する班も多々あるなど、非常に有益な制度といつてよいと思います。

● 若手活動部について

平成27年8月から開始した部会で、概ね登録7年目までの会員で構成されています。期が上の会員がサポートするという色合いの強かった従来の若手支援策と異なり、若手会員自身が主体的・能動的に考えて色々な外部団体と交流して業務拡大を図るという制度で、全国的にも珍しい制度といえるかと思います。

● 若手会員サポート窓口について

登録5年目までの会員からの業務・会務等に関する相談を受け付けています。相談員は当番制で、毎月、主担当、副担当各1名の弁護士に窓口となつていただき、若手会員が担当弁護士の事務所に電話またはFAXで相談する、という建付けになっています。

ただ、この制度を利用する会員は少ないのが実情です。

● 新人独立弁護士に対する指導委託制度について

私たちは、この制度を「里親制度」と呼んでいます。即独及び登録1年以内に独立した会員を対象とした制度で、ベテランの弁護士が里親になって、共同受任で色々な事件を取り扱っていきながら、事務所経営のノウハウも提供していくというものです。

今年度の実績はありませんが、例年1、2名の利用者がいます。

● 2年目から5年目の若手会員を対象とする研修会について

若手支援特別委員会は登録5年目までの会員の支援を目的としているところ、登録1年目の会員を対象とするチューター制度に対して、登録2～5年目の会員を対象とするの



愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会・若手活動部の方々と

が研修会制度となります。

ゼミ研修のように、若手支援特別委員会以外の委員会が主催しているものもあります。

—— 先ほどお話しいただきました若手活動部について詳しく教えてください。

● 若手活動部のグループについて

若手活動部は、業革のために各種団体との人脈づくり等を目的とする「異業種交流グループ」、政治家及びその秘書等、地方公共団体首長及びその関係者等と交流し政治との関わりにおける弁護士の役割を検討する「政治家との交流グループ」、いわゆるインハウス弁護士との相互交流及び相互業務支援等を目的とする「組織内弁護士との交流グループ」の3グループで構成されています。

—— 各グループの具体的な活動内容やこれまでの実績を教えてください。

● 政治家との交流グループについて

先ほどお話ししたように、国会議員・地方議会議員やこれらの秘書との意見交換を行っており、今までに市長との座談会、政治家秘書との意見交換会、地方議会議員を招いての法廷傍聴等を実施しました。

● 異業種交流グループについて

交流を通じてセミナーの開催や法律相談につながることもありますが、むしろ活動の主たる目的は若手会員の人脈拡大です。交流を通じて「弁護士の敷居の高さ」を取り払うという広報的機能もあるといえます。さらに、若手活動部の部員として、今まで委員会活動に参加しなかった若手会員にも積極的に委員会活動に参加してもらうという、会内の活性化機能もあります。

これまではNPO法人、美容師組合、老人クラブ、歯科衛生士会などと交流を行いました。今までの経験上、一弁護士としてではなく弁護士会の名前で交流を打診することによりスムーズに交流を受け入れてもらえているように感じます。

● 組織内弁護士との交流グループについて

会内私的団体である「アップルネット」を通じた事務所弁護士と組織内弁護士との交流がその始まりです。事務所弁護士と組織内弁護士との相互理解及び繋ぎの維持を目的として、2か月に1回程度、勉強会及び懇親会を開催しています。

—— 若手会員の就業サポートについてはいかがでしょうか。

名古屋修習で愛知県での弁護士登録を行う希望のある新規登録弁護士は概ね既存の事務所に就業できていますが、就業サポートとしては、若手支援特別委員会とは別に就職・採用プロジェクトチームがあります。若手支援特別委員会としては、若手弁護士の事務所間の移籍や組織内弁護士としての登録が増加しているなか、どのような支援ができるか検討しているところです。

意見交換の感想

チューター制度の受講を新規登録会員の義務とするところにも表れているように、愛知県弁護士会の若手支援制度には親心にも似た面倒見のよさがあるとの印象を受けました。また、業務拡大や異業種交流を図る若手活動部を若手支援特別委員会から独立させ、若手会員が主体的に自己判断によって会員弁護士の相互発展と連携を行っていることが愛知県弁護士会の大きな特徴だと感じました。同部異業種交流グループの会員は時には架電による一本釣りでの交流を打診しているというお話に驚きを覚えており、弁護士会の規模や若手支援制度は違えど、その積極性は当委員会でも見習うべきと考えています。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

43期(1989/平成元年)

個性を受け入れる寛容さ



会員 森田 憲右 (43期)

小峯健介編集長からの原稿依頼に躊躇を覚えたのは、私が模範的な司法修習生であったとはいえないからですが、懺悔の意味もこめて投稿をさせていただくこととしました。

そろそろ30年になろうとしています、わたしの修習時代は、肝臓を壊すほど酒を飲み過ぎたというに尽きるのではないかと思います。

湯島の集合修習で、43期1組は非常に仲がよく、当会会員では、クラスでマドンナの石黒美幸現副会長、よくデュエットで歌っていた會田哲也会員、誰もが認める人格者の平澤慎一会員、どちらかというとお茶目な中村忠史会員、そして、旅先の厚岸で満点の星空を見ながら星座の神話を滔々と話された実はロマンチストで博識家の故横山渡会員がおられました。前期修習では、午後3時10分に授業が終わると、近くの赤提灯や雀荘に行き話に花を咲かせていました。1組の方々とは、検察官や裁判官になられた方々も含めて、実務修習中やその後も、連れだって各地に旅行に行きました。

実務修習は静岡(8名)に配属され、当会会員では、これまた人格者でまとめ役の石黒清子会員や新婚でもよくカラオケに行かれた宮崎良昭会員と意気投合し、二日酔いとなったこと数知れず、修習担当の弁護士の行きつけの店でその弁護士のお言葉に甘えてついで飲まさせていただいたことも度々ありました(逆に、私の借家に雀卓があるということで夜中に弁護士に押しかけられたこともありました)。

こうして記憶の大部分を占めるのは修習時代酒を飲みすぎたということなのですが、よくよく思い起こし

てみると、修習には、爆発的なエネルギーの個性派集団を受け入れる寛容さがあったのではないかと思います。

前期修習ではソフトボール大会、サッカー大会、寮祭、クラス旅行の行事があるなど修習2年間は圧倒的な時間や余暇を楽しむゆとりがありました。民弁教官は宮川光治元最高裁判事で、前期最初の講義では弁護士の理念についてプロフェッション論などを述べられ、その内容は高度で直ちに理解はできませんでしたが、それを嚆矢として、自分の目指す法曹像を探し求めて2年間の修習期間を費やしたともいえます。私に限らず、皆がそうだったのではないのでしょうか。実務修習中は担当弁護士等に引付き、興味のあることはトライし、それをまわりの方々が暖かく受け入れてくださいました。静岡で再審無罪となった事件の被告人とお会いをし、弁護修習中許可を得て2日ほど同事件の担当弁護士の事務所に押しかけて同事件の記録を読ませていただいたりしたこともありました。エピソードを挙げればきりがありませんが、何より敬愛する複数の先輩弁護士に恵まれました。

その後、1組の複数の同期弁護士と事務所を共同経営することになりました。また、何の因果か、所付、教官、法科大学院教員と経験をさせていただきました。修習時代に存分に甘えたつかけが数倍になって返ってきたともいえますが、報恩感謝と考えています。

修習に限って言えば、寛容さは、期間短縮と給費制の問題などにより相当スリム化されてしまったように思いますが、それでも今なおとりわけ実務修習に残されており、大事に引き継がれていってほしいと思います。

人とのつながり

会員 藤間 崇史



1 はじめに

事務所の夏季休暇を利用して修習先の鹿児島でお世話になった方々にご挨拶をしに帰ってきた。

鹿児島では、修習先の弁護士の方、不動産屋さん、居酒屋のお姉さん、酒造会社さんなど。

一年ぶりの再訪にもかかわらず皆温かく歓待してくださった。修習の一年間は初の独り暮らしを多くの方に支えてもらった。

そんな温かい街鹿児島はトンカツの聖地である。私の一番好きなとんかつのお店は天文館にある「黒福多」というお店である。紙面の都合があるため鹿児島を訪問する予定のある会員は是非事務所まで連絡されたい。本稿はそんな鹿児島の屋下がりにより桜島を眺めながら記した弁護士一年目の半分の回想録である。

2 所属事務所でのつながり

私は元々ボスが大学で教鞭をとられていた時のゼミ生である。大学に入学して初めて関わった憧れの弁護士がボスであり、そのまま採用に至った。ありがたいつながりである。

事務所では交通事故（損保）や不動産等の資産管理や医療事件（病院側）が多い。その他にも身分関係や相続関係事件も経験させていただいている。

事務所では7年ぶりの新人採用ということもあってかボスをはじめ兄弁、姉弁からも皆優しく指導してくださる。指摘を受ける事項はぐうの音もでないことばかりで毎日反省をしている。

このように1年目は運続きで周囲の方々が優しくしてくださることから、新人弁護士としては、仕事に関して経験や知識が足りないことはあっても、手を抜いたり考えることを止めたりしないようにしようと肝に銘じている。

3 事件でのつながり

多数の地主さんと会社との不動産の売却について地主さん側の代理人についての事案があった。相手方の会社は監督省庁との関係で事業許可が下りるか否かが不確定であることを理由に地主さんに売買代金の入金がないまま2年が経過していた。当初、契約解除をするだけの事案であったが、先方から何とか事業を開始したいという申し出があり行政や他の会社を巻き込んだ事件へと発展していった。この関係者の中で弁護士は私だけで、通達や関係法令を調査したり、様々な手続きの期限や関係者の機嫌と格闘し、神経をすり減らしましたが、別件でお世話になった省庁の方や関係各所のご助力もあり、方針を決めて2ヶ月程度で無事に事業許可も出て決済も終了することができた。

終了した際、相手方の社長から「もう先生に会えなくなるのは寂しいですね。また別の事件があったら是非お願いいたします」と言われたときにはびっくりした。

相手方に感謝されるとは思っていなかったし、ましてや事件の紹介を考えていただけていたとは思っていなかった。

4 むすびに

私の弁護士人生は「人とのつながり」によってできている。最近では会派活動を通じて、昼夜問わず弁護士とは何かを教えてください、運動会実行委員会に入れていただき活動の場を与えてくださる先輩弁護士の方々とも出会えた。

私は、こうして自分とつながりたいと少しでも思ってくくださる方々を大切にできる弁護士になりたい。

もちろん、このエッセイを執筆してくれた同期の清水航会員のことも大切にしたいので食事に誘おうと考えている。

『忘れられた巨人』

カズオ・イシグロ 著 土屋政雄 訳 ハヤカワ epi 文庫 980 円 (本体)

正解の出し難いテーマに果敢に挑む「小説」

会員 酒井 昌弘 (69 期)



1 はじめに

文庫本にして496ページの長編である。そして本作品のテーマは、『過去の(辛い)記憶を呼び覚ますことの是非』、及び『異民族が混在して居住する社会における、異民族の共存方法と、その可否』であろう。

いずれも昨今、扱いの難しいテーマにて、SNS等で意見しようものなら、どんな立場の意見でも、たちまち「炎上」してしまうことは必至だろう。正解を出し難いこれらテーマに対し、作者カズオ・イシグロ氏は果敢に取り組まれた。私としては、カズオ・イシグロ氏がこれら難しいテーマに取り組まれるに際し、(論文やエッセイでなく)「小説」という手法を採られた点が、小説中で人称が入れ替わったり、登場人物が(平気で)嘘をつくといった独特の小説的技法と併せ、とても上手く嵌っているように見え、カズオ・イシグロ氏の野心的目論見は、かなりの部分で成功しているように思えた。

2 本作品のあらまし

ある「悲劇」を機に、「魔法」によって「人々の記憶が失われてしまった」6世紀頃のイングランドが舞台。主人公アクセルとその妻ベアトリスの老夫婦も、仲睦まじく暮らしてはいたが、やはり記憶は失っている。そんな老夫婦は、ある日「彼らの『息子に会う』ため」旅に出ることにする。旅の途中、老夫婦は様々な人物と巡り合い、「(記憶が失われた)世界の秘密」を知り、更には「その秘密が解かれる」

様を目撃する。そして人々が、過去の恐ろしい記憶を取り戻した後、その後のイングランドの暗い歴史や(渡来サクソン人による土着ブリトン人の圧殺)、老夫婦達自身の悲劇を予感させた上、作品は終わる。

3 作者カズオ・イシグロ氏について

周知の通り、2017年ノーベル文学賞受賞者である。幼い頃に、御父君の仕事の都合で、日本から英国へと移住され、1980年代初めに英国に帰化された。

私は、カズオ・イシグロ氏の作品については、「Never Let Me Go: 邦題『私を忘れないで』」「The Remains of the Day: 邦題『日の名残り』」と本書(「The Buried Giant」)の3冊を拝読させて頂いた。何れの作品も、登場人物の日常を淡々と書き連ねているように見えつつ、いつの間にか背後の重いテーマがジワリと被さってきて、何とも言えぬ不安や恐怖、そして悲嘆を醸し出して終わるという作品で、分類としては全てバッドエンドであった。ただ読後感は何れも不思議と悪くなく、しかも読後、とても深く考えさせられる内容であった。そんな訳で、ノーベル文学賞選考委員会については、昨今、醜聞も多々聞こえてくるようだが、選考能力自体は、なんだかな言ってもやはり凄いと感じ服を致した次第。会員の皆様におかれても、もし未読の方がおられたならば、是非、この機会に、お読みになってみられることをお勧めしたい。



エナジードリンク飲んでいますか？

会員 福原 玲央 (70 期)

1 皆様も日々飲まれているであろうカフェイン含有飲料にはコーヒー・紅茶・緑茶が挙げられるところ、私は、それらの飲料も大好きなのですが、疲れているときや睡眠不足のときは特にエナジードリンクを愛飲しております。

エナジードリンクとは、ざっくり言いますと、カフェインが多く含まれた炭酸ジュースのことです。代表的なものは、レッドブルやモンスター、ロックスター等が挙げられます。栄養ドリンクとの違いは、医薬品または医薬部外品でないことくらいでしょうか。

と言いましても、期が上の会員の方や年配の方の中には、あまり聞き馴染みが無い方もいらっしゃるかもしれませんが、ご存知ではあるものの飲んだことが無い方もいらっしゃるかもしれません。それもそのはず、オロナミンC等の一部を除き、日本におけるエナジードリンクの歴史は浅く十数年程度と言われております。私自身も、エナジードリンクの先駆けとされるレッドブルが日本に上陸した当時（2005年くらい？）、駅前で無料配布されるレッドブルを見て、なんて怪しい缶に入った不味そうな飲み物なんだと思い、これは貰わないでおこうと素通りした記憶がございます。

2 エナジードリンクは、いずれも大体は怪しげな缶に入っており、はっきり言って味も大体はジャンクでチェーン居酒屋のカクテルみたいなものです。個人的には、コーヒー・紅茶・緑茶のように高級品や深みのあるものは、ほとんど無い気がします。

しかし、その不真面目な外観、ジャンクで身体に悪そうな味、栄養ドリンクとは違った手軽さ、飲んだらシャキッとしようというイメージ、高級感のしない何となくダサカッコよさ、等々に中毒性があるのか、な

ぜか若者を中心にここ数年爆発的にヒットしエナジードリンクはすっかり市民権を得てしまいました。私も、いつの間にか何故かハマってしまった一人です。

3 他方、そのお手軽さからカフェインを取りすぎる危険性があり、最近ではニュースで度々取り上げられております。原因としては、そのお手軽かつ元気が出るイメージから、数本あるいはコーヒー・紅茶・緑茶と重ねて飲んでしまいがちなことでしょうか。ちなみに、カフェイン含有量は、紅茶1杯には約40mg・コーヒー1杯には約60mgと言われるのに対し、レッドブル1本には約80mg・モンスター1本には何と約140mgです。1日300mg～400mgまでは身体に危険は無いなんていう情報もありますが、意外と一日に飲んだ色んな飲料のカフェイン量を合わせてみたら超えている可能性もあるのです。中毒や依存にならないよう適度に楽しみたいですね。



4 以上、当たり前の解説になってしまいましたが、エナジードリンクに全く馴染みのなかった方はこれを機に妖しげな魅力を有する缶を一度手にとって貰えまして幸いですし、愛飲してカフェイン取りすぎな方たちはこれを機に多少控えて健康に気を遣っていただけますとこれも幸いです。私は専ら後者の部類に入りますが、この原稿もエナジードリンク（モンスター）を飲みながら書いてしまう次第でして、離脱は中々困難な日々を過ごしております。

法律学
『事例でわかる警察官のための生活安全相談の手引き』中村剛／新日本法規出版

外国法
『民事法の解釈適用と憲法原則 中国法編纂に向けた日中比較』中村民雄／早稲田大学比較法研究所
『中国子会社の投資・会計・税務 第3版』KPMG／中央経済社
『フィリピンの投資・M&A・会社法・会計税務・労務 第2版』久野康成公認会計士事務所／TCG出版

憲法
『日韓の占領管理体制の比較憲法考察 東アジアと日本国憲法の定位』李京柱／日本評論社
『比較憲法学の現状と展望 初宿正典先生古稀祝賀』毛利透／成文堂
『比較の眼でみる憲法』村田尚紀／北大路書房
『五日市憲法』新井勝紘／岩波書店
『AIと憲法』山本龍彦／日本経済新聞出版社
『憲法 第6版』辻村みよ子／日本評論社
『憲法9条へのカタバシ』木庭頭／みすず書房
『監視社会をどうする！「スノーデン」後のいま考える、私たちの自由と社会の安全』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本評論社

行政法
『コンセッション・従来型・新手法を網羅したPPP/PPF実践の手引き』丹生谷美穂／中央経済社
『監視社会と公文書管理 森友問題とスノーデン・ショックを超えて』三宅弘／花伝社
『日本型法治主義を超えて 行政の中の法の担い手としての法曹・公務員』高橋明男／大阪大学出版会
『行政書士法コンメンタール 新9版』兼子仁／北樹出版
『行政手続法・行政不服審査法 第3版』室井力／日本評論社
『未来への記録 自治体の公文書管理の現場から』関東弁護士会連合会／関東弁護士会連合会
『都市再開発実務ハンドブック 2018』大成出版社

税法
『税目別解説判例から学ぶ税理士損害賠償責任 所得税・法人税・消費税編』内田久美子／大蔵財務協会
『税務頭を鍛える本』高橋貴美子／中央経済社
『税理士業務に活かす！通達のチェックポイント 所得税裁判事例精選20』酒井克彦／第一法規
『税法便覧 平成30年度版』藤崎直樹／税務研究会出版局
『判例裁判から見る加算税の実務 第2版』佐藤善恵／税務研究会出版局
『取引相場のない株式の税務 第4版 評価の基礎・売買時価の概要と留意点』森富幸／日本評論社
『法人税法 平成30年度版』渡辺淑夫／中央経済社
『役員給与、退職金をめぐる税務判決・裁決45選』林仲宣／大蔵財務協会
『独立企業間価格算定の実例とポイント』木村直人／第一法規
『成功する事業承継Q&A150 平成30年8月改訂遺言書・遺留分の民法改正から自社株対策、贈与・相続の納税猶予まで徹底解説』坪多晶子／清文社
『詳細相続税 7訂版 資料収集・財産評価・申告書作成の実務』岩下忠吾／日本法令
『路線価による土地評価の実務 平成30年8月改訂』名和道紀／清文社
『事業承継・相続対策の法律と税務 5訂版 完全ガイド』PwC税理士法人／税務研究会出版局
『事業承継の法律相談』和田倉門法律事務所／青林書院
『登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き 8次改訂』民間住宅税制研究会／第一法規

『消費税調査における否認の接点 3訂版』和気光／大蔵財務協会
『消費税の「軽減税率とインボイス制度」完全解説』太田達也／税務研究会出版局
『要説固定資産税 平成30年度版』固定資産税務研究会／ぎょうせい

地方自治法
『新図解自治体職員のためのトラブル解決事例集』石川公一／ぎょうせい
『地方自治法制の工夫 一歩前進を！』阿部泰隆／信山社

民法
『民事判例 17 2018年前期』現代民事判例研究会／日本評論社
『強行法・任意法の研究』近江幸治／成文堂
『民法理論の対話と創造』民法理論の対話と創造研究会／日本評論社
『新注釈民法 14 債権(7)』大村敦志／有斐閣
『公益法人・一般法人の運営・会計・税務実践ガイド ケース別論点解説』岡部正義／清文社
『時効の法律相談』鈴木銀治郎／青林書院
『抵当権者の追及権について 抵当権実行制度の再定位のために』阿部裕介／有斐閣
『債権各論 1 契約法』平野裕之／日本評論社
『債権法改正と民法学 1 総論・総則』商事法務
『債権法改正と民法学 2 債権総論・契約(1)』商事法務
『債権法改正と民法学 3 契約(2)』商事法務
『必携債権法を実務から理解する21講』虎門中央法律事務所／商事法務
『業務委託契約書作成のポイント』淵邊善彦／中央経済社
『データ取引契約の基本と書式』長谷川俊明／中央経済社

『死因贈与の法律と実務』本橋総合法律事務所／新日本法規出版
『不貞慰謝料の算定事例集 判例分析に基づく客観的な相場観』久保田有子／新日本法規出版
『高齢者の財産管理モデル契約書式集 ホームロイヤール契約・家族信託・死後事務委任等』第二東京弁護士会高齢者障がい者総合支援センター運営委員会／新日本法規出版
『条文から読み解く民法<相続法>改正点と実務への影響』米倉裕樹／清文社
『相続実務が変わる！相続法改正ガイドブック』安達敏男／日本加除出版
『相続財産の管理と処分の実務 第2版』日本財産管理協会／日本加除出版
『Q&A限定承認・相続放棄の実務と書式』相続実務研究会／民法研究会
『税理士が知っておきたい「認知症」と相続・財産管理の実務』栗田祐太郎／清文社
『借地上的建物をめぐる実務と事例 朽廃・消滅、変更、譲渡』榎木良一／新日本法規出版
『徴収職員のための供託制度の知識と対処法 供託されてもひるまない』吉国智彦／第一法規
『なにわの供託事例集 事例・回答・解説82問とOCR用供託書記載例139』大阪法務局ブロック管内供託実務研究会／日本加除出版
『パッとわかる家族信託コンパクトブック 弁護士のための法務と税務』伊東大祐／第一法規
『交通事故・交通外傷 現時点における諸課題』へるす出版
『交通事故損害賠償額算定のしおり 19訂版』大阪弁護士会／大阪弁護士会交通事故委員会

商事法
『企業関係法の新潮流 神戸学院大学法学部開設50周年記念企業法論文集』岡田豊基／中央経済社
『企業法務革命 ジェネラル・カウンセルの挑戦』

Heineman, Benjamin W.／商事法務
『会社法の到達点と展望 森淳二朗先生退職記念論文集』徳本穰／法律文化社
『会社法コンメンタール 15 持分会社(2)』神田秀樹／商事法務
『事業承継相談対応マニュアル 平成30年度税制改正対応版』浅野洋／新日本法規出版
『上場会社の経営監督における法的課題とその検討 経営者と監督者の責任を中心に』山中利晃／商事法務
『ヘッジ取引の会計と税務 第6版』荻茂生／中央経済社
『事業譲渡の実務 法務・労務・会計・税務のすべて』関口智弘／商事法務
『商取引法 第8版』江頭憲治郎／弘文堂
『手形・小切手法 第4版』川村正幸／新世社

刑法
『公安事件でたどる日本近現代刑事法史』福島弘／中央大学出版部
『刑法総論講義 第5版補訂版』松宮孝明／成文堂
『刑法各論講義 第5版』松宮孝明／成文堂
『組織犯罪からの被害回復 特種詐欺事犯の違法収益を被害者の手に』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第61回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会
『アトラス臨床法医学』岩原香織／中外医学社
『死体からのメッセージ』押田茂實／洋泉社
『認知症の医学と法学』村松太郎／中外医学社

司法制度・司法行政
『検事もやまばなし 続』廣瀬哲彦／司法協会
『弁護士「好きな仕事×経営」のすすめ 分野を絞っても経営を成り立たせる手法』北周士／第一法規

訴訟手続法
『簡裁事件における事実認定の在り方 民事裁判、刑事裁判、民事調停における異同を中心として』高倉武／司法協会
『民事訴訟法(別冊法学セミナー：新基本法コンメンタール 256) 1』加藤新太郎／日本評論社
『要件事実民法 第4版補訂版 4 債権総論』大江忠／第一法規
『分野別ADR活用の実務』栃木県弁護士会／ぎょうせい
『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に』司法協会
『治療的司法の実践 更生を見据えた刑事弁護のために』治療的司法研究会／第一法規
『すぐに役立つ入門図解最新告訴・告発・刑事トラブル解決マニュアル』三修社
『法廷通訳ハンドブック 実践編 ベンガル語 改訂版』法曹会
『法廷通訳ハンドブック 実践編 ヒンディー語 改訂版』法曹会
『法廷通訳ハンドブック 実践編 トルコ語 改訂版』法曹会
『法廷通訳ハンドブック 実践編 シンハラ語 改訂版』法曹会
『法廷通訳ハンドブック 実践編 ウルドゥー語 改訂版』法曹会
『法廷通訳ハンドブック 実践編 インドネシア語 改訂版』法曹会
『公判手続と調書講義案 3訂補訂版』司法協会
『略式手続の理論と実務 第2版』三好一幸／司法協会
『少年法入門 7訂第2補訂版』司法協会
『少年法実務講義案 3訂補訂版』司法協会

経済産業法
『IT法務の法律と実践ビジネス書式 事業者必携』三修社

『独占禁止法ガイドブック 平成30年2月改訂版 難解といわれる独占禁止法をやさしく解説した』公正取引協会／公正取引協会
『福島原発事故がもたらしたもの 被災地のメンタルヘルスに何が起きているのか』前田正治／誠信書房
『中小企業買収の法務 事業承継型M&A・ベンチャー企業M&A』柴田堅太郎／中央経済社
『M&Aの契約実務 第2版』藤原総一郎／中央経済社
『先物取引裁判例集 79』先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会
『30年史 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会』日本クレジットカウンセリング協会
『逐条解説割賦販売法 第1巻』阿部高明／青林書院
『逐条解説割賦販売法 第2巻』阿部高明／青林書院
『FinTech法務ガイド 第2版』片岡義広／商事法務
『Q&A市街地近郊土地の評価 3訂版』松本好正／大蔵財務協会
『実務につながる地代・家賃の判断と評価』黒沢泰／清文社
『建物の鑑定評価必携 第3版 建物実例データ集』建設物価調査会／建設物価調査会
『信用金庫法の実務相談 3訂 Q&A形式で簡潔・明快な解説』経済法令研究会／経済法令研究会

知的財産法

『知財マネジメントの要点 企業のための地図と羅針盤』飯田圭／清文社
『日本における意匠権の取得と侵害に関する実務解説 日本語・英語の二段表記』倉内義明／経済産業調査会
『コンテンツ別ウェブサイトの著作権Q&A』雪丸真吾／中央経済社

労働法

『いちばんわかりやすい労働判例集 弁護士が教える』労務行政研究所／労務行政
『過重労働・ハラスメント訴訟』森濱田松本法律事務所／中央経済社
『格差社会と労働市場 貧困の固定化をどう回避するか』樋口美雄／慶應義塾大学出版会
『労基法等、最新労働法の改正と実務対応』布施直春／産労総合研究所出版部経営書院
『わかりやすいパワーハラスメント新・裁判例集』21世紀職業財団
『わかりやすいセクシュアルハラスメント妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント新・裁判例集』21世紀職業財団
『労働時間・残業代 裁判所の判断がスグわかる本』中野公義／日本法令
『障害者雇用と合理的配慮 日米の比較法研究』長谷川珠子／日本評論社
『林業・建設業の労災保険率適用必携 改訂10版』労務行政研究所／労務行政
『建設現場の労災保険の基礎知識Q&A』村木宏吉／大成出版社
『建設業における労災保険の実務Q&A 改訂第2版』建設労務安全研究会／労働新聞社

社会保障法

『トピック社会保障法 2018第12版』本沢巳代子／不磨書房
『日本の社会保障の崩壊と再生 若者に未来を』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第61回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会
『社会福祉の手引 2018』東京都福祉保健局／東京都生活文化局広報広聴部都民の声課
『＜平成30年施行＞保育所保育指針 幼稚園教育

要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房／ミネルヴァ書房
『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第14次報告』社会保障審議会／社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

医事法

『脳神経外科疾患の診療の現場から』三木保／東京法律相談運営連絡協議会
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第20回』森谷和馬／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第22回』前田順司／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第23回』谷直樹／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第25回』加藤幸雄／医療事故情報センター
『周産期医療と生命倫理入門』窪田昭男／メディカ出版

薬事法

『新毒物劇物取扱の手引』益山光一／時事通信出版局

社会保険法

『社会保険の考え方 法的理解と実務の論点』西村健一郎／ミネルヴァ書房

教育法

『学校の法務 問題を解決するQ&A』弁護士法人名川・岡村法律事務所／時事通信出版局

国際法

『日本の海洋政策と海洋法』坂元茂樹／信山社
『国連の金融制裁 法と実務』吉村祥子／東信堂
『武力行使禁止原則の歴史と現状』松井芳郎／日本評論社
『条項対訳英文契約リーディング 改訂版』長谷川俊明／第一法規
『初めての人のための英文・和文IT契約書の実務』牧野和夫／中央経済社
『Q&A法務担当者のための国際商事仲裁の基礎知識』前田葉子／中央経済社
『涉外戸籍・国籍法研究』大村芳昭／成文堂
『「外国人労働者100万人時代」の日本の未来 人権保障に適った外国人受入れ制度と多文化共生社会の確立を目指して』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第61回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
『外国人の雇用に関するトラブル予防Q&A 現場で役立つ!』板倉由美／労働調査会
『外国人技能実習生の受入れQ&A 第2版 ハンドブック』国際研修協力機構／国際研修協力機構教材センター

医学書

『下部消化管内視鏡スクリーニング検査マニュアル』医学図書出版
『救急レジデントマニュアル 第6版』佐々木淳一／医学書院
『症例を通して学ぶ年代別食物アレルギーのすべて 改訂2版』海老澤元宏／南山堂
『造血器腫瘍診療ガイドライン 2018年版』日本血液学会／金原出版
『大腸癌取扱い規約 第9版』大腸癌研究会／金原出版
『内分泌腫瘍 甲状腺、副腎』青笹克之／中山書店
『内分泌代謝科専門医研修ガイドブック』日本内分泌学会／診断と治療社
『MMT・針筋電図ガイドブック』園生雅弘／中外医学社

『精神科薬物療法マニュアル』日本病院薬剤師会／南山堂
『精神科身体合併症マニュアル 第2版』本田明／医学書院
『ISLSガイドブック 2018 脳卒中の初期診療の標準化』ISLSガイドブック2018編集委員会／へるす出版
『脊髄小脳変性症・多系統萎縮症診療ガイドライン 2018』日本神経学会／南江堂
『シストニア診療ガイドライン 2018』日本神経学会／南江堂
『パーキンソン病診療ガイドライン 2018』日本神経学会／医学書院
『結核診療ガイド』日本結核病学会／南江堂
『TFCC損傷診療テクニックを磨く』中村俊康／全日本病院出版会
『糖尿病性腎臓病の診かた、考えかた』和田隆志／中外医学社
『腎臓リハビリテーションガイドライン』日本腎臓リハビリテーション学会／南江堂
『産婦人科ベッドサイドマニュアル 第7版』青野敏博／医学書院
『産科医のための無痛分娩講座』天野完／克誠堂出版
『今日の耳鼻咽喉科・頭頸部外科治療指針 第4版』大森孝一／医学書院
『小児急性中耳炎診療ガイドライン 2018年版』日本耳科学会／金原出版
『イラスト めまいの検査 改訂第3版』日本めまい平衡医学会／診断と治療社
『保健統計・疫学 改訂6版』福富和夫／南山堂
『産科合併症 改訂2版』村田雄二／メディカ出版
『MFICU母体・胎児ICUマニュアル 改訂3版』MFICU連絡協議会／メディカ出版
『助産師と研修医のための産科超音波検査 改訂第2版』梁栄治／診断と治療社
『予防医療のすべて』岡田唯男／中山書店
『皮膚腫瘍』青笹克之／中山書店
『麻酔への知的アプローチ 第10版』稲田英一／日本医事新報社
『実践臨床生殖免疫学』柴原浩章／中外医学社
『耳鼻咽喉・頭頸部手術アトラス 第2版 上巻』岸本誠司／医学書院
『大人の発達障害ってそういうことだったのか その後』宮岡等／医学書院
『図表でわかる無痛分娩プラクティスガイド』入駒慎吾／メジカルビュー社
『胎児心拍数モニタリング講座 改訂3版 大事なサインを見逃さない!』藤森敬也／メディカ出版
『認知症トータルケア』栗田圭一／日本医師会
『虚血性心疾患 識る・診る・治す・防ぐ』小室一成／中山書店
『創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン 2018』日本皮膚科学会／金原出版
『臨床に活かす病理診断学 第3版 消化管・肝胆脾臓』福嶋敬宜／医学書院
『米国緩和ケア医に学ぶ医療コミュニケーションの極意』Back, Anthony／中外医学社
『認知症イメージングテキスト 画像と病理から見た疾患のメカニズム』冨本秀和／医学書院
『神経変性疾患ハンドブック 神経難病へのエキスパート・アプローチ』水沢英洋／南江堂
『ワシントンマニュアル患者安全と医療の質改善』Fondahn, Emily／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『消化器疾患診断・治療指針 最新ガイドライン準拠』佐々木裕／中山書店
『グリーンズパン・ペルトラン整形外科画像診断学』Greenspan, Adam／南江堂

判例評釈集

『新・判例解説 Watch 23』新判例解説編集委員会／日本評論社